

8月7日(日) 開催日

2022 MOTEGI KART ENDURANCE FESTIVAL エントリー受付期間
ライセンスコピー登録書受付期間
チーム編成受付期間
7月5日(火)必着

エントリーカットオフ 7月5日(火)17:00まで必着

ドライバー走行チケット割引申請書
書類提出期限
7月12日(日)

K-TAN

2022もてぎKART耐久フェスティバル



K-TAI限定ライセンス

概要

[K-TAI限定会員]とは、モビリティリゾートもてぎで開催いたします“K-TAI”的走行会やイベントにご参加される際にMS共済会が適用される会員制度です。当制度はK-TAI(走行会・イベント)ご参加時にMS共済会会費をその都度お支払いいただく必要がございません。

【K-TAI 限定ライセンス】

入会資格	原動機付自転車免許以上所持者もしくは、 <u>2022年K-TAI参加資格を、満たす者。</u>
入会条件	・K-TAI 公開練習会 開催日に実施する 走行前ブリーフィングに参加すること
料金	年会費 5,300 円 + MS 共済会会費 10,000 円 → 計 15,300 円
会員料金および MS 共済会 適用範囲	・K-TAI 【イベント前日特別スポーツ走行+イベント】 ・K-TAI 公開練習 【年3回を予定しております】
申し込み方法	・K-TAI 公開練習会の参加申込の際に 「K-TAI 限定会員」入会希望欄に“入会する”を選択してください。
入会時に ご提出 いただくなるもの	・入会申し込み用紙 未成年の方は、申込用紙裏面の《誓約書・承諾書》に親権者の 署名／実印の捺印が必要です。 ・運転免許証 ・JAF/SL 競技ライセンス（取得している方のみ） ・認印（スタンプ印以外） ・料金（15,300 円） 【未成年者のみ】 ・親権者の実印の印鑑登録証明書（発行日より 3 ヶ月以内のもの）

※共済会のみの適用につき、入場や割引の特典はございません。

お問い合わせ先

モビリティリゾートもてぎ TRMC-S 事務局

TEL : 0285-64-0200 (電話受付時間 10:00~16:00)

FAX : 0285-64-0209

イベント趣旨

モビリティリゾートもてぎはモータースポーツファンの皆様に、気軽に、ご家族お友達と共にモータースポーツをお楽しみいただきたいとの願いを込めて、昨年に引き続き2022年8月7日にモビリティリゾートもてぎロードコースにおいて第22回「2022もてぎKART耐久フェスティバル“K-TAI”」を開催いたします。

本イベントは「単に勝敗を競うのではなく、みんなでKARTを楽しもう」を合言葉に開催して参りました。昨年度までの大会の規則を元に、ご参加いただきました皆様方にご意見を戴きながら、更に楽しい“K-TAI”を目指して新しいルール作りを進めて参りました。

ドライバー、チームクルーをはじめ、応援団の皆様にもお楽しみ頂けますよう、1チーム最大10名のドライバーの他に最大11名のピットクルー・ヘルパー、合計21名によるチーム編成や、走行中にコース上で停止した車両をピットクルーの手元に回収し、再スタート・走行続行が可能などと、 “K-TAI” オリジナルの要素につきましては昨年までと同様のルールとさせていただきました。

新しいコンセプトのKARTイベント“K-TAI”的趣旨をご理解の上、皆様お誘い合わせの上ご参加、お楽しみいただきたいと存じます。

2021年からの主な変更箇所は下線で表記しています。

※ K-TAI限定会員にご入会いただく事を強く推奨いたします。

詳しくは特別規則をご参照ください。

2022年1月
モビリティリゾートもてぎ K-TAI イベント組織委員会

**エンデュランス・カーニバル
2022 もてぎKART耐久フェスティバル
"K-TAI"**

目 次

参加の手引き

K-TAI限定ライセンス	表2
イベント趣旨	1
2021年からの主な変更点	1
サーキット走行に関する規則	5
公示	9
★K-TAI って？	9

特別規則

第1章 総 則

第1条 イベントの名称	9
第2条 主催者	9
第3条 開催日程	9

第2章 参加について

第4条 開催クラス	10
第5条 代表者	10
第6条 ドライバー	11
第7条 ピットクルー・ヘルパー（最大合計11名まで）	12
第8条 K-TAI参加申込の手順	12
第9条 参加受理と参加拒否	15
第10条 MS共済会	16
第11条 ドライバーの変更（入れ換え・追加）	16
第12条 ピットクルー・ヘルパーの変更	16

第3章 参加者の遵守事項

第13条 クレデンシャルと通行証	16
第14条 ピットの使用	17
第15条 参加者（すべてのパドック入場者）の遵守事項	17

第 4 章 参加受付・公式車両検査	
第16条 参加受付	19
第17条 公式車検	19
第18条 グリッドの抽選	21
第19条 トランスポンダー（自動計測装置）の装着	21
第 5 章 走行中の遵守事項	
第20条 走行中の遵守事項	22
第21条 妨害行為	22
第22条 停止	23
第23条 ピットストップ	23
第24条 ピットインおよびピットアウト	23
第25条 救済措置	25
第26条 リタイヤ	25
第 6 章 スタート	
第27条 スタート前給油＆グリッドへの試走方法について	26
第28条 スタートの進行	27
第29条 スタートの方法	27
第30条 スタート遅延	28
第31条 反則スタート	28
第 7 章 ピット作業と車両修理	
第32条 ピット作業	29
第33条 走行中の車両修理	29
第34条 ピットサイン	29
第 8 章 燃料補給	
第35条 ファイナル中における燃料補給およびピット滞在時間	30
第 9 章 イベントの一時停止	
第36条 フルコースコーチョン（イベントの一時中立化）	33
第37条 走行の中断	33
第38条 中断された走行の再開	34
第10章 イベント中止	
第39条 イベントの中止	35
第11章 イベント終了と各賞の決定	
第40条 イベント終了	35
第41条 順位および完走の認定	35
第42条 走行終了後の手順	35
第43条 車両保管および再車検	36

第12章 ペナルティに関する事項	
第44条 ペナルティ（反則行為については、ペナルティを課す場合がある。）	36
第45条 抗議	36
第13章 賞 典	
第46条 賞 典	37
第14章 主催者の権限	
第47条 主催者の権限	38
第48条 広告に関する事項	38
第15章 損害の補償・イベント役員の責任	
第49条 損害の補償	38
第50条 イベント役員の責任	38
第16章 本特別規則の適用と補足	
第51条 本特別規則の解釈	39
第52条 ブルテンの発行	39
第53条 公式通知の発行	40
第54条 イベント事務局の連絡先（イベント開催期間中の事務局）	40
第55条 本特別規則の施行	40
第17章 参加車両規定	
第56条 車両規定	40
第57条 車両の構造	43
第58条 クラスE規定	47
第59条 ゼッケンプレートおよびゼッケンについて	51
第60条 カメラの搭載について	51
第61条 車両の特別承認	52
第62条 ドライバーの装備	53
イベント中の補給の流れについて	54
公式車検（車両／装備品チェックエリア）について 特別規則書 第32条ピット作業4.について	56
もてぎ・鈴鹿共済会 会員の皆さまへ	57
コースイン／コースアウトのルール	表3
公式シグナル	背表紙

サーキット走行に関する規則

1. 目的

本規則は、モビリティリゾートもてぎが、ロードコース（サーキット）において練習、イベントを含むサーキット走行する際の基本的な走行方法、マナーを示すための規則である。

2. 定義

- 2-1 サーキット走行とは、全ての者が、練習及びイベント等において、その持ち得る技量及び車両の能力において、できる限りより速く、かつ安全に走ることを目的として走行することをいう。
- 2-2 レコードラインの定義
レコードラインとは、そのサーキットをできる限りより速く、かつ安全に走るための理想的走行ラインをいう。
- 2-3 スロー走行とは、故障車両／初心者／ならし運転中の者／コース慣熟走行中の者をいう。

3. サーキット走行における遵守事項

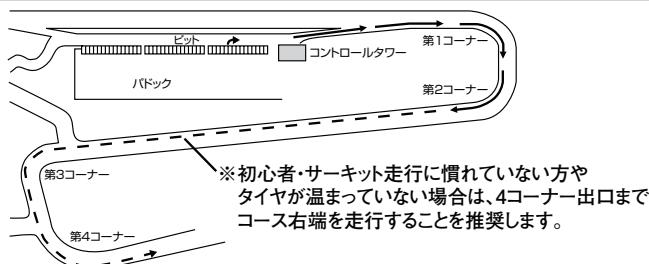
サーキット走行する際は、各サーキットに定められた規則を熟知し、当該施設の指導員・係員、オフィシャル等の指示に従わなければならない。

3-1 優先権

- 3-1-1 サーキット走行においては、基本的にはレコードラインを走行する者に優先権がある。
- 3-1-2 スロー走行中の者は、レコードラインを走行する者を妨げてはならない。スロー走行車は基本的にはコースのピット側端を走行しなければならない。
- 3-1-3 ピットロードにおいては、ピットインしてくる車両（先にピットロードを走行している車両）に優先権がある。
- 3-1-4 コースインするドライバーは、ピットロードを出て第2コーナー出口に達するまでは、コース右側に沿って走行しなければならず、その間、後方から近づく車両の走行を妨げてはならない。レコードラインへの合流に際しては、充分な速度まで加速しなければならない。

第2コーナー出口を過ぎるまでは必ずコース右端を走行してください。

また、レコードラインに合流する際は後方の安全確認を必ず行ってください。



3-2 走行中の遵守事項

- 3-2-1 シグナルおよびフラッグシグナルを確認し、その指示に従う義務がある。
- 3-2-2 通常予想できない地点での不必要的急減速をしてはならない。
- 3-2-3 いかなる場合も、逆方向への走行あるいは規定外のコースを走行してはならない。
- 3-2-4 直線部分では、前車を追い越す以外の目的で進路を著しく急激に変更することは禁止される。また、前車のバンパー等をブッシングすることも厳禁とする。
- 3-2-5 他のドライバーの走行を妨害するような走行をしてはならない。
- 3-2-6 必要以外にハンドルから手を離したり、足をフットレストから離し、また外に突き出したりするような危険な姿勢をとってはならない。

3-3 コースアウト

3-3-1 コースアウト

- 3-3-1-1 もしコースアウトしたら、復帰する場合は後方を確認したのちコースに進入しなければならない。接触などをした場合は、車両の確認(破損・オイル漏れ・グラベルの砂利等)にも留意し、コースを汚損してはならない。

- 3-3-1-2 トラブルなどで走行を止める場合は、車両をコース外の安全な場所に止めてからドライバーはガードレールの外に退去しなければならない。

3-3-2 接触・エンジンストール・スピinn

- 3-3-2-1 コース上など自分がスピンした場合、2次災害の防止つまり後続車にひかれる、あるいは後続車をスピンさせる等の事故の増大を防止しなければならない。

- 3-3-2-2 スピン・エンジンストールしたらまず安全な所へ避難すること、特にオイルによるスピンは、後続車も同じ場所で繰々とスピンしていく可能性があるので注意しなければならない。

- 3-3-2-3 安全な場所から、できる限り後続車へ知らせる努力をすること。安全なタイミングを見て電源等が有る場合、オフにして火災を防止する。また、可能な限り散乱部品を撤去すること。

- 3-3-2-4 ガードレールの外に出るまでは、ヘルメットを着用していなければならない。

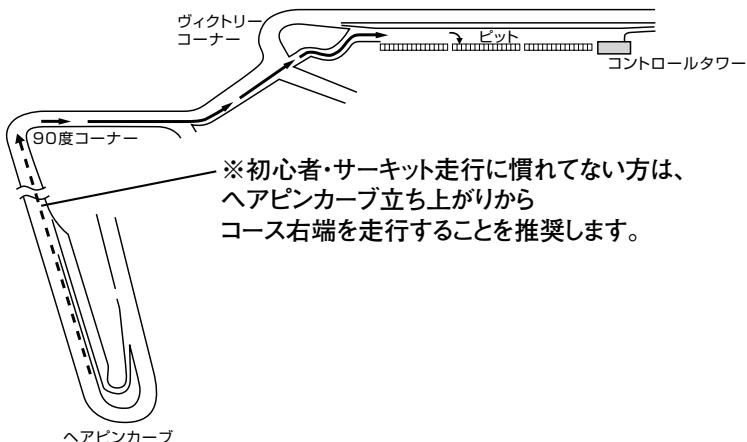
- 3-3-3 コースへの復帰(スタート以外でのエンジン始動は禁止)

- 3-3-3-1 安全な場所にて車両が走行可能かどうか確認すること。

- 3-3-3-2 オイル・ガソリン・冷却水・ブレーキオイル等の漏れがないか確認する。漏れがあった場合は、無理にコース内へ進入しピットまで帰還しないこと。

- 3-3-3-3 走行に危険がある部分の破損、重要保安部品の破損、または破損部が鋭利になっていないかを確認すること。

- 3-3-3-4 カウリング内に泥、砂利、草等が入っていないか確認し、またタイヤに泥が付着したままライン上に復帰してはならない。
- 3-3-3-5 後方の安全を充分に確認して余裕を持ってコースに復帰すること。
- 3-3-3-6 コース上の押しがけ再スタートは禁止される。セルスターターが付いていない車両は停止すると例外なくレッカーレイクの対象となる。
- 3-3-4 車両トラブル(フレーム・エンジン・カウル)
- 3-3-4-1 走行中に車両トラブルに見舞われた場合、レコードラインを走行するドライバーの妨げにならないように注意してピットに戻ることができるが、後方の安全を確認し合図をしてからコースの右側を走行すること。
- 3-3-4-2 コース上にオイル等の液体を撒き散らす恐れのあるようなトラブルがあった場合は、コース内へ進入しストロー走行でピットに戻ろうとはせずに、すみやかにコースアウトして安全な場所に車両を止めなければならない。
- 3-3-4-3 車両は、自己の責任において安全装備等各サーキットにて要求される仕様を満たし、完全に整備されていなければならない。
- 3-3-4-4 コース上でストップしてしまった場合に、コース上やコース脇を押してピットに戻ることは禁止される。
- 3-3-5 ピットイン
- 3-3-5-1 ピットインする車両のドライバーは、90度コーナー立ち上がりから後方を確認したのち、ロードコースピット側に車両を寄せ、手でピットインの合図を行ったのち、安全を確保しピットロードを徐行しなければならない。ピットエリア(停車区域)を走行することは禁止される。



- 3-3-5-2 ピットインする車両は、自己のピットにできるだけ近いピットロードからピットエリアに入り、自己のピットにできるだけ寄って停車しなければならない。

- 3-3-5-3 ピットロードのスピード制限(40km/h)は、当該サーキットの規則に従わなければならない。
- 3-3-5-4 ピットロード、サインエリアでのピットクルーは、走行車両に優先権があることを認識し、自己の責任において安全を確保するものとする。ピットクルーが規則に従わない場合も当該チーム、ドライバーが責任を負うものとする。
- 3-3-6 その他
- 3-3-6-1 常にスポーツマンとしての態度を保ち、品格を疑われるような言動は厳に慎まなければならない。
- 3-3-6-2 走行時には、アルコール類あるいは薬品(興奮剤等)を使用してはならない。

4. 損害に対する責任

- 4-1 走行中自己の車両及びその付属品及び安全装備等が破損した場合、またサーキットの付帯設備等を破損した場合も、その責任は自己が負わなければならない。
- 4-2 走行に際して起こった負傷等は、参加者自らが責任を負うものとする。

=旗（フラッグ）について=

旗は運営側とドライバーの方がコースを走行中に案内できる唯一のコミュニケーションツールになります。
「旗の見落とし」、「意味が分からぬ」となど無いようにしっかり確認してください。
※旗の意味は背表紙に記載しております。

また、最近の傾向で黄旗区間での減速が少ないよう感じられます。

黄旗区間は、危険を回避できるように減速。

を徹底してください。もちろん「追い越しは禁止！！」です。

万が一黄旗区間でスピン、オーバーラン、接触をしたドライバーの方は厳重に処分（最高でイベント除外）させていただきます。

公 示

ホンダモビリティランド株式会社は2022年8月7日、栃木県茂木町のモビリティリゾートもてぎにおいて「第22回 2022 もてぎKART耐久フェスティバル“K-TAI”」を開催する。

本イベントはイベント趣旨の精神にのっとり『2022 K-TAI特別規則書』に従って開催される。

★ K -TAIって？

1:1周4,8013kmのモビリティリゾートもてぎロードコースで、4ストロークエンジン(主催者指定エンジン)を搭載したレーシングカート・電動カートを使って行う耐久走行イベントです。

2:8月5日(金)が特別スポーツ走行

8月6日(土)が参加受付・車検・特別スポーツ走行

8月7日(日)がエンジョイ7時間耐久

3:120台まで出走できます！！

(※主催者枠として120台とは別に最大10台まで招待する場合があります。)

※主催者枠は、各媒体などメディアを絡めたチームで、K-TAIを広くPRしていただけるチームです。この主催者枠に対する抗議、問い合わせはお受けできません。

特別規則

第1章 総 則

第1条 イベントの名称

第22回 2022 もてぎKART耐久フェスティバル“K-TAI”

第2条 主催者

ホンダモビリティランド株式会社 モビリティリゾートもてぎ

〒321-3597 栃木県芳賀郡茂木町桧山120-1

TEL 0285-64-0200 FAX 0285-64-0209

第3条 開催日程

8月5日(金)特別スポーツ走行

8月6日(土)特別スポーツ走行

公式車検、参加受付

8月7日(日)エンジョイ7時間耐久

公開練習日 第1回 5月13日(金)

第2回 6月19日(日)

第3回 7月15日(金)

第2章 参加について

第4条 開催クラス

エンジンまたは電動カートにより4クラスに分ける

クラスⅠ

- ・Honda製 GX200、GX200SP
- ・SUBARU製 EX21
- ・EIKO製 EX21E
- ・YAMAHA製 MZ200
- ・BRIGGS & STRATTON製 206

クラスⅡ

- ・Honda製 GX270
- ・SUBARU製 EX27、KX21
- ・Robin製KX21R
- ・BRIGGS & STRATTON製 XR1450

クラスⅢ

- ・YAMAHA製 MX300RKC
- ・BRIGGS & STRATTON製 WORLD FORMULA

クラスE

電気モーター、バッテリーによって駆動される電気カート

詳細な車両規定は第55条～57条を参照

第5条 代表者

参加資格の1つとして、チーム代表者の方に「代表者ミーティング」への出席を義務付けします。K-TAIを安全に楽しんでいただく為に必要な、ルールの説明をいたします。

●代表者ミーティング日程

公開練習日に実施いたします。

(チーム編成登録書に代表者ミーティング出席確認欄があります。必ず出席予定日を記入してください。)

※ミーティング時間は約1時間程度を予定。

※2020年・2021年に代表者として参加した方は、出席免除になります。

第6条 ドライバー

1) 参加資格

下記A、B、Cいずれかの条件を満たし、公開練習、または特別スポーツ走行で走行すること。

A. 2021年K-TAIにドライバーとして参加した方。

B. 競技ライセンス所持者(TRMC-S、SMSCライセンス含む)

当該年度、満10歳以上で、2022年度に有効なJAFライセンス、

SLメンバーズカード、TRMC-Sライセンス(K-TAI限定ライセンスも含む)

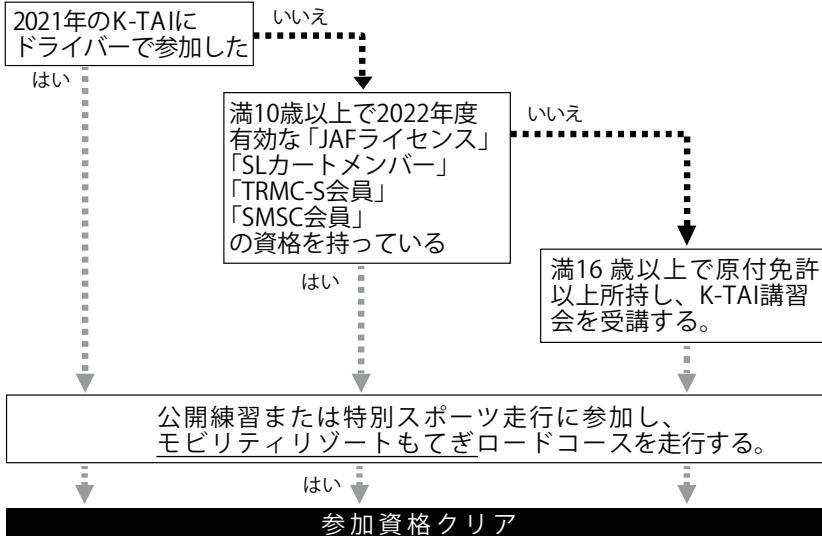
TRMC-S:モビリティリゾートもてぎ走行会員の略称です。

SMSC:鈴鹿サーキット走行会員の略称です。

C. 満16歳以上で原付免許以上を所持し、公開練習日に行うK-TAI講習会を受講する。

次ページ(P12)参加資格のクリア条件もご参考ください。

■2022K-TA I 参加資格のクリア条件



2)登録人数

- 1.エントリー時に参加車両1台につき、3名以上で最大10名までのドライバーを登録しなければならない。
- 2.複数チームに重複してドライバーを登録する事はできない。
- 3.当該年度15歳以下(中学生以下)の方を登録した場合、1名につきピット滞在時間に1分加算とする。

第7条 ピットクルー・ヘルパー（最大合計11名まで）

1. ピットクルー
 - ① 満16歳以上の方が登録できる。
 - ② 最低1名は登録すること。
 - ③ ピットロードおよびサインエリアでの作業が認められる。
※ただしサインエリアで作業できる人数は一度に最大2名まで
 - ④ ドライバーとの重複での登録は認められない。
 - ⑤ MS共済会に加入しなければならない。
2. ヘルパー
 - ① 登録者の年齢は問わない。
 - ② ピットロードおよびサインエリアでの作業は認められない。

第8条 K-TAI参加申込の手順

1. チーム代表者は複数のチームに重複ができます。(責任が伴います)
2. メインドライバーの変更はできません。(主たるドライバー1名)
3. 全てのドライバー・ピットクルー・ヘルパーは他のチームと重複して登録はできません。
※イベント組織委員会は理由を明らかにすることなく、参加申し込みを拒否する権限を有します。

いよいよ、仲間を集めてエントリーだ!!

webによる参加申し込みになります！！

申込み期間内で先着120チームの受付になります。

申込み後は、申込み受付期間中を除きキャンセル・返金ともに一切できません。
転売や譲渡もできません、ご協力をお願いいたします。

STEP ① エントリー方法

◆エントリー受付期間:5月8日(日)10:00～6月12日(日)まで

◆ 参加料金:エンジョイ7時間耐久 ¥78,700／1チーム

※申込みされた方が、チーム内に代表者かドライバーもしくはピットクルーとして登録されている事が必要です。

webエントリー方法や決済方法など詳細につきましては弊社ホームページよりご確認ください。

STEP ② チーム編成登録書のお届けと返送

申込後、イベント事務局より「チーム編成登録のご案内」を郵送いたします。

必要事項を記入の上、指定期間に下記送付先まで返送してください。

－チーム編成登録のご案内－

- ・チーム編成登録書
- ・参加承諾・誓約書 兼 MS共済会申込用紙
- ・ライセンスコピーシート

◆指定期間:7月5日(火)必着

※指定期間にご提出されたチームには、駐車券1枚を追加でお渡しいたします。

(8月5日～8月7日有効 パドック以外の場内駐車場使用可)

◆送付先:〒329-0101

栃木県下都賀郡野木町友沼6601-5

ライディングハート内 K-TA-Iイベント事務局

TEL:0280-23-2756 FAX:0280-57-4899

（注）TRMC-S・SMSC非会員の方の登録料、MS共済会費のお支払いはイベント当日の参加受付にて現金にてお支払ください。

（注）チーム編成登録書を期限内に提出したチームのみ、STEP③にすすむことができます。

（注）チーム編成登録書を7月5日(火)までに必着されないチームの方は、事務手数料として、10,000円必要となります。

STEP ③チーム編成の変更について

「チーム編成登録書」の内容を、やむを得ず変更を加える場合は事務局に連絡の上、変更届を提出すること。

変更は参加受付までとする。

※ドライバー全員の変更はできません。

※参加受付終了後の変更は一切認められません。

STEP ④最終受理書の発行／発送

「最終受理書」発行し、タイムスケジュールやクレデンシャルなど、必要な書類を同封いたします。

● 公開練習の申込み

モビリティリゾートもてぎのホームページに開催情報を掲載いたします。

Web上での申し込みになります。

K-TAIは参加申込からチーム編成登録書や車両変更申請書など、いろいろな提出書類がございます。

イベントを円滑に進めるためにも提出期限を必ずお守りいただきますようにお願ひいたします。

下記に提出書類を抜粋しましたのでご確認ください。

提出書類	提出期限	チェック	備考
チーム編成登録書	7月5日(火) 必着		全チーム
参加承諾書・誓約書・MS共済会加入申込書			全チーム
ライセンスコピーシート			全チーム
ドライバー走行チェック	7月5日(火) 17:00まで		全チーム
ピット割希望申請書			希望チーム
車両変更申請書	7月15日(金) 必着		全チーム

第9条 参加受理と参加拒否

1. 参加申し込み者に対しては、イベント事務局から参加受理または参加拒否が通知される。
2. 参加が受理された後、参加を取消す申し込み者には参加料、MS共済会費とも返却されない。
3. イベント組織委員会は、理由を明らかにする事なく、参加申し込みを拒否する権限を有する。参加申し込みの拒否に関しては締め切り後に連絡する。
4. 参加を拒否された申し込み者には、参加料および共済会掛金が返却手数料2,000円を差し引いて返還される。

第10条 MS共済会

1. 本イベントに参加出場するドライバーおよびピットクルーはMS共済会に加入しなければならない。
 2. MS共済会は年間加入または暫定加入とする。
 - ①年間加入はTRMC-S、SMS-C会員に入会し、所定の共済会費を納めた者のみとする。
＜走行会員…10,000円・ピットクルー…4,000円＞
 - ②暫定加入は当該大会(特別スポーツ走行・イベント当日)のみ有効とし、参加申し込みと同時に加入申し込みができる。
＜ドライバー…7,000円/人・ピットクルー…500円/人＞
- ※暫定加入はTRMC-S、SMS-C非会員の方が対象になります。
- ※公開練習は都度加入が必要になります。
- ※詳しくはP57、P58をご確認ください。

第11条 ドライバーの変更(入れ替え・追加)

参加受付後のドライバー変更は一切認められない。また、チーム間のドライバー変更も一切認められない。

第12条 ピットクルー・ヘルパーの変更

参加受付後のピットクルー・ヘルパーの変更は一切認められない。

第3章 参加者の遵守事項

第13条 クレデンシャルと通行証

1. クレデンシャルは登録されたドライバー・ピットクルー・ヘルパーに交付される。交付されたクレデンシャルは、イベント期間中、確認しやすい位置に必ず着用していなければならない。
2. イベント事務局が交付する通行証を貼付していなければパドックへの通行ができない。
3. パドックおよびモビリティリゾートもてぎ内における通行、駐車、行動の指示は公式通知と案内標識によって示されるが、参加者はこの指示に従わなければならない。
4. 交付されるクレデンシャルや通行証は他に貸与、転用、偽造そして販売してはならない。
5. クレデンシャル、通行証を紛失または破損した場合はイベント事務局に再交付の手続きをとり、再交付を受けること。ただし、再交付手数料5,000円(税込み)を必要とする。
6. 通行証を貼付せずにパドック内に駐車している車両が発見された場合、レッカーモードをすることがある。

第14条 ピットの使用

1. ファイナル前日およびファイナルの使用ピットは原則としてイベント事務局によって割当てられる。
2. ピット内は清潔を保ち、器材を整頓し、火災防止に努めなければならない。(火気厳禁)
3. 割当てられたピットを参加者相互で交換・変更するときは、代表者が互いに了承しあったうえで必ずイベント事務局に申し出て許可を得なければならない。

第15条 参加者(すべてのパドック入場者)の遵守事項

1. すべての参加者はイベント期間中、オフィシャルの指示に従わなければならぬ。イベントの妨害となるような行動は慎まなければならない。
2. 参加者は、スポーツマンシップに則ったマナーを保たなければならない。イベントの妨害となるような行動はつしまなければならない。
3. 参加者は、主催者、イベントの後援者、審査委員会およびオフィシャルの名誉を傷つけるような言動をしてはならない。
4. 参加者は、イベント中またはイベントに関係する業務についているときは、薬品などによって精神状態をつくったり、飲酒してはならない。(メディカルセンターにおいてメディカルチェックを行う事がある)
5. 許された場所以外での喫煙は厳禁とする。
6. 第1パドック内でのエンジン付き乗り物、キックボードの使用を禁止する。
7. イベント事務局の許可なく、ピット・パドックの占有をしてはならない。(ガムテープ・タイヤ等による場所取り)
8. 使用済みのタイヤは、パドック等に放置せず必ず参加者が持ち帰ること。
9. 参加者代表は、自身の言動はもちろん、自チームのドライバー、ピットクルー、ゲストなど全員の行動について責任を持たなければならない。トラブルが生じた場合は、イエローカード、失格、退場等の罰則を課す場合がある。
10. 参加するドライバーは全員ブリーフィングへの出席が義務付けられる。遅刻／早退／欠席した場合、ファイナル結果に対してペナルティが課せられる場合がある。日時と場所は公式通知に示す。

●ブリーフィングへの参加義務

K-TAIでは、安全に走行していただくために、公開練習日とイベント前日の特別スポーツ走行時の朝に講習会(ブリーフィング)への参加を全ドライバーに義務づけております。レース経験が浅い方や参加にあたって不安をお持ちの方はもちろんのこと、ベテランの方にも再度ルールや安全確認とK-TAIの趣旨を再認識していただくことが目的です。

11. 負傷した際は、必ずサークット内メディカルセンターにて診断を受けなければならない。受診していない場合、共済会の適用から除外される。

●負傷時の指定病院

(1) 獨協医科大学病院

栃木県下都賀郡壬生町北小林880 TEL 0282-86-1111

(2) 自治医科大学附属病院

栃木県下野市薬師寺3311-1 TEL:0285-44-2111

(3) 芳賀赤十字病院

栃木県真岡市中郷271 TEL 0285-82-2195

(4) 水戸済生会総合病院

茨城県水戸市双葉台3-3-10 TEL:029-254-5151

(5) 水戸医療センター

茨城県東茨城郡茨城町桜の郷280 TEL:029-240-7711

第4章 参加受付・公式車両検査

第16条 参加受付

- 各提出期限までに、下記の提出書類を不備なく提出していかなければならない。
 - (1) チーム編成登録書（MS共済会申請を兼ねる）
 - (2) ライセンスコピーシート(参加資格ライセンス、TRMC-S、SMS Cライセンス)
 - (3) 走行チェックシート
- 参加が正式に受理されたチームには正式参加受理書が発行され、公式通知に示される参加受付時間にて、正式参加受理書を持参の上、参加受付を行うものとする。その際に、下記登録料およびMS共済会費を支払うものとする。

◆登録料およびMS共済会費（料金は1名の料金になります）

	ドライバー		ピットクルー		ヘルパー
	TRMC-S会員	非会員	TRMC-S会員	非会員	
	SMS C会員	SMS C会員	SMS C会員	SMS C会員	
暫定共済会費	¥0	¥7,000	¥0	¥500	¥0
登録料	¥0	¥3,200	¥700	¥700	¥700
合 料	¥0	¥10,200	¥700	¥1,200	¥700

- TRMC-S、SMS Cライセンスを確認できない場合は、共済会暫定加入の会費を支払わなければならない。

第17条 公式車検

- 参加車両規定に基づき、車両検査が行われる。この際規則に合致しない部分がありながらも、なお技術委員に発見されなかつたとしても、承認を意味するものではなくイベント中にそれに関する疑義が生じた場合は旗の指示を受け、ペナルティの対象となる場合がある。
- 公式車検は公式通知に示されたタイムテーブルに従ってパドック内の車両検査場にて行われる。
- 公式車検の際、登録されたチーム関係者1人以上がすべてのドライバーの装備品を揃え立合うこと。
- 定められた時間内に車検場において必ず走行できる完成した状態で車両検査・封印を受け、次項のものについての検査に合格しなければならない。
- 公式車検の際、技術委員によって点検を受けるものは、次の通り。
また記載がない限り共有することはできない。
 - (1) 出場車両(登録する車体・エンジン)
 - (2) ヘルメット
 - (3) レーシングスーツ(KART用)
 - (4) グローブ
 - (5) シューズ
 - (6) リブプロテクター(チームで最低2着必要)
 - (7) ネックガード(16歳未満のドライバーは必要)

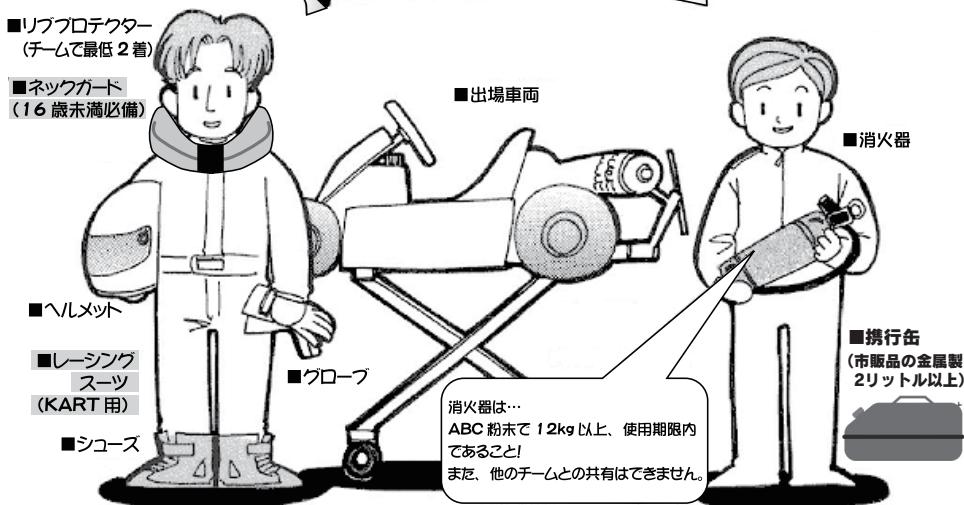
(8) 消火器:種類【ABC粉末タイプ】大きさ【4型(内容量1.2kg)以上】

※ 消火器は使用期限があります。使用期限が過ぎているものは不合格となります。必ずご確認のうえ、お持ちください。

(9) 給油用ガソリン携行缶(市販品の金属製で容量2リットル以上のもの)

※ チーム間での共有は不可となりますので、チームごとに1つご用意ください。加工が確認されたものは不合格となります。

公式車検時に必要な物



※上記装備品などドライバー全員分をご用意いただければ、ドライバー全員揃っていなくても車検は受けられます。

※日曜日に受付車検を行いませんので事前に調整して土曜日に全員のドライバーの装備品のチェックを受けられるようしてください。

6. 公式車検において規則または安全上出場が不適当と判断された車両は、一切の走行を拒否される。
7. 技術委員長は、イベント期間中、必要に応じて隨時車両検査を行うことができる。
8. イベントディレクターおよび技術委員長は必要に応じて随时音量の測定、補給委員は携行缶・燃料タンクの容量・内容をチェックすることができる。
9. 車両検査後の各取付状態を撮影し、再車検時の検査資料とすることがあります。

第18条 グリッドの抽選

参加受付の際に抽選を行い、グリッドの決定をする。

※ スタートに自信がなかったり、周りに比べ明らかに遅い車両は事前に事務局まで申告ください。安全を考え最後尾からのスタートグリッドといたします。

第19条 トランスポンダー（自動計測装置）の装着

1. 全ての参加者は主催者が用意したトランスポンダーを車検時までに装着し、イベント走行時必ず装着していなければならない。取り付けを拒否した場合、出走は認められない。
2. トランスポンダーは指定のホルダーと合わせて使用すること。
取り付け方法はホルダーをシートステーにタイラップ・粘着テープ等で確実に固定し、走行中に脱落することがないものとする。
3. 参加者は、主催者が用意する自動計測装置の代わりに、自身で所有する「MYLAPS 社製TranX160・TranX260・TranXPRO」を使用することができる。ただし使用する際は以下の項目を遵守すること。
 - ① 使用申請についてはトランスポンダーに記載のIDナンバーを参加受付までに申請し行うこと。
 - ② 取り付け方法・箇所については本規則第19条2. に従うこと。
 - ③ 計時長（委員長）が判断し、競技役員により指示された場合は、直ちに主催者の用意する自動計測装置に付け替えること。
4. トランスポンダーの配布は、受付時にを行い、返却については車両保管解除後終了後1時間以内とする。
万一破損・紛失した場合、トランスポンダー補償料55,000円が主催者より請求される。

第5章 走行中の遵守事項

第20条 走行中の遵守事項

1. 走行中、ドライバーは必ず右腕上部にドライバー腕章を着用しなければならない。ドライバー腕章は参加受付時に配布される。
各ドライバーが着用しなければならない腕章の色等の詳細は公式通知にて示す。
2. いかなる場合もコースおよびピットロードでの逆走、ショートカット（西・東のショートカットコース）等規定外の走行をしてはならない。違反した場合、罰則が課せられる場合がある。
3. 走行中、必要以上にハンドルから手を離したり、足をフットレストから離したり、外につき出したりするような危険な姿勢をとってはならない。
4. 走行中、車両はそれ自身が持つ動力、およびドライバーの筋力、または重力などの自然現象以外の方法で、走行したり、加速したりしてはならない。
5. 走行中、車両にいかなる者も同乗させてはならない。
6. 事故または車両故障等でコース上に停止し、パークフェルメまでレッカー車にて帰還した場合も修理後の再出走が認められる。

第21条 妨害行為

1. 走行中ドライバーは故意に他の車両の走行を妨害してはならない。また、明らかに重大な事故の発生が予測できる危険な行為を行ってはならない。
2. メインストレート、およびダウンヒルストレートでは追越す目的の場合を除いて走行車線の進路変更をしてはならない。
3. 本規則第44条の違反判定に対する抗議は受け付けられず、違反者に対してはイベント審査委員会が決定する罰則が適用され、重大な違反行為を行ったドライバーは失格となる。
4. 走行中、追突行為が3度以上オフィシャルによって報告された車両のチームはイベントから除外される。

第22条 停止

- コース内で停止する場合には、ドライバーはただちに車両をコースの脇に寄せ、他のドライバーの邪魔にならないようにしなければならない。
- コース内で、車両をコースの進行方向と逆に押したり、引いたりして車両を移動してはならない。但し、オフィシャルの指示のある場合はこの限りではない。

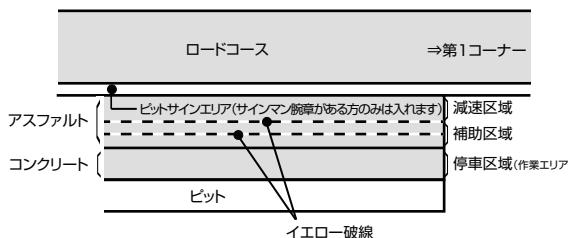
第23条 ピットストップ

車両が燃料補給をする時、また、ドライバーが交替する時はエンジンを停止しなければならない。

第24条 ピットインおよびピットアウト

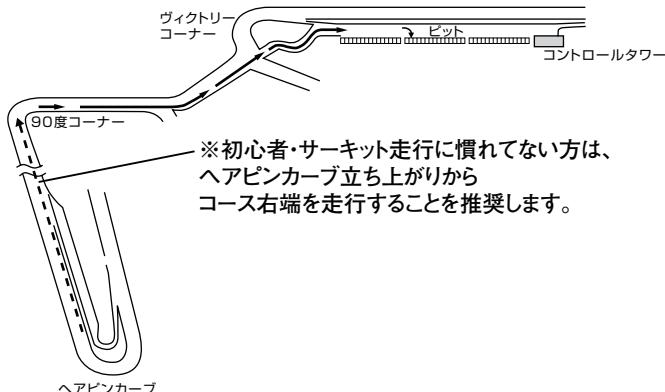
※ ピットロード上は参加者およびオフィシャルが通行する場合があります。
走行する際は十分な注意を払って走行してください。

- イベント期間中を通じてピットロードの速度は40km/h以下
(ピットロードに設置のシケインを安全に通過できる速度で走行すること)とする。
- ピットインした車両は「ドライバー交代」「給油」等の有無にかかわらず、一定時間のピットストップが義務付けられる。
※使用エンジンによりピット滞在時間に違いがあります。
詳細は第35条 16.を参照ください。
- ピットガレージ前の部分(ピットレーン)は次の3つに区分される。

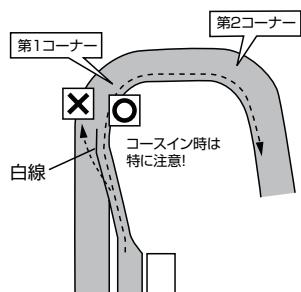


- (a) 減速区域：ピットサインマンエリアとコース側黄色破線の間の部分。
ここは、ピットインおよびピットアウト専用の区域であり、徐行しなければならない。
- (b) 補助区域：コース側黄色破線とコンクリート路面の間の部分。
ここは、減速区域から停車区域、あるいは停車区域から減速区域へ移動する時に通過する区域である。
* イベント役員を除き、この区域にとどまることは禁止される。
* (b) 補助区域においての作業は禁止する。
- (c) 停車区域：コンクリート路面とピットガレージまでの部分。ピット作業のための部分であり、車両停車を行う区域である。

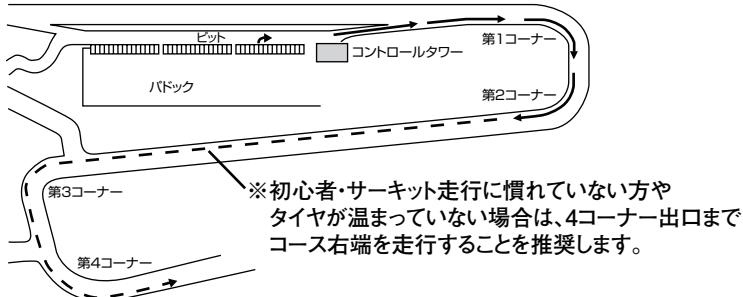
4. ピットインする車両は、90度コーナーを通過してから、コース右側に車両を寄せ安全を確認してから、ピットインロードに進入しなければならない。このピットインロードおよび減速区域は徐行しなければならず、また、けっして補助区域、停車区域を横切る目的以外で走行してはならない。



5. ピットインする車両は、自己のピットにできるだけ近い位置の減速区域から停車区域に入り、できるだけ自己のピットに近づけて車両を停車させること。
6. ピットインして停車区域に入った車両、および当該車両のドライバー やピットクルーは、ピットインしてくる車両、あるいはピットアウトしていく車両の通過を妨害してはならない。
7. ピットインの際、自己のピット前を通り越して停車した車両は、エンジンを停止させたのち、当該車両のドライバーおよびピットクルーによって後向きに押し戻し、自己のピットに付けることができる。
8. ピットアウトしようとする車両は、減速区域においてはピットインしてくる車両に優先権があることを承知していなければならない。
9. ピットアウトして、コースに復帰する車両は、減速区域を出て第2コーナーを通過するまで、コースの右側ラインに沿って走行しなければならず、その間、後方から近付く車両の走行を妨げてはならない。また、初心者・サーキット走行に慣れていない方やタイヤが温まっていない場合は、4コーナー一出口までコース右端を走行することを推奨します。



**第2コーナー出口を過ぎるまでは必ずコース右端を走行してください。
また、レコードラインに合流する際は後方の安全確認を必ず行ってください。**



10. ピットインした車両は給油作業を除き、自己のピット前以外では作業をしてはならない。やむを得ずピット内で作業を行わなければならない場合は必ず技術委員の許可を得ること。

第25条 救済措置

1. 車両が停止した場合に、車両をパークフェルメまで運ぶ救済措置をとる事がある。
2. パークフェルメまで運ばれた車両は、ドライバーまたはピットクルーによって自己のピット前の停車区域まで移動しなければならない。
3. 救済の方法、および救済に要する時間等の抗議は一切受け付けられない。

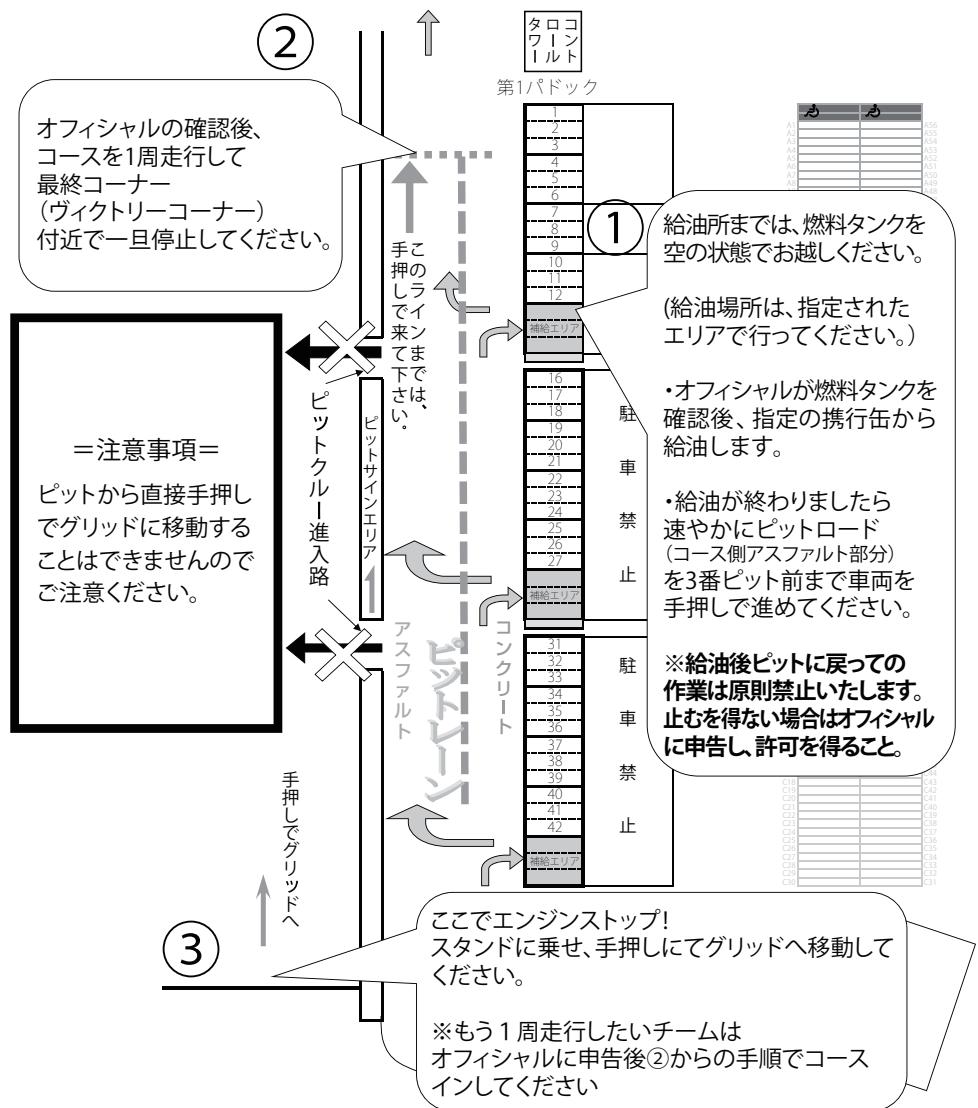
第26条 リタイヤ

事故または車両故障などの理由でリタイヤする場合は、大会事務局に報告し、所定の用紙によるリタイヤ届けを提出しなければならない。

第6章 スタート

第27条 スタート前給油&グリッドへの試走方法について

1. スタート前給油&グリッドへの試走方法について以下の通りとする。



※ グリッドへの試走はコース走行が義務となります。

グリッドへの試走を行わなかった場合、競技結果から2周減算とします。周回数の減算は最終競技結果に対して行います。

第28条 スタートの進行

1. ファイナルのスタート方法は抽選により決定したグリッドに従い、最大2Grに分けてのローリングスタートとする。
2. スタート前給油を終了した車両は、グリッドへの試走を行い、第27条1.③の位置でエンジンを停止し、車両をスタンドに乗せ、手押しにてグリッドへ移動すること。
3. グリッド上の給油、及びケミカル用品の使用は禁止される。
4. ローリング開始10分前……カウントダウン開始
5. ローリング開始5分前……ドライバー・メカニック1名・イベント役員以外はコース上から退去。
エンジン始動可能とし、コース上での作業を禁止する。
6. ローリング開始2分前……この時点でエンジンのかかっていない車両はコース脇に移動。ピットスタートとする。
7. ローリング開始1分前……オフィシャル・スタートドライバーを除き、グリッドより退去。
8. ローリング開始……緑旗の合図により各グループでセーフティカー先導によるローリング開始
9. ローリング開始の合図の後、エンジンストールでローリングに参加できない場合、その車両はピットスタートとする。
10. この時スタートできないドライバーは手を挙げて後続車両に伝えること。
11. 援助を受けることによりローリングに参加できた場合、自分のグリッドに戻ることはできず、グリッド後方からのスタートとなる。
12. 正規のローリングに出走できない車両はローリングラップ中に自己のポジションに戻ってスタートすることはできない。ローリング列の最後方につけてスタートする事とする。

第29条 スタートの方法

1. セーフティカーの先導による、1列3台ずつのローリングスタートとする。
2. グループごとにローリングラップを開始。この時、各グループの間隔は原則として約200m以上取られる。各グループフロントロウの3台はスタートの隊列を整える責任を有するものとする。
3. メインフラッグ台上のシグナルアーチのシグナルが赤色ランプから緑ランプに変わることによってスタート合図とする。(合図はグループごとに行われる)
4. スタート合図前に加速することは禁止される。
5. スタート合図の後、スタートラインを通過するまで追い越しは禁止される。
6. ローリングは原則として1周とするが、ローリング中に何らかの理由により、イベントディレクターがスタートできないと判断した場合、セーフティカーは2周以上先導する場合がある。
7. セーフティカーがコースから離れた場合でも隊列が乱れている時は再ローリングラップの合図の表示(赤色ランプ点灯のまま)を行う事により、更に1周ローリングに入ることを知らせる。この場合、第3コーナー手前ショートカットからバックアップのセーフティカーが介入し、先頭車両を先導する。第29条2同様、フロントロウの3台はスタート前の隊列を整える責任を有するものとする。

8. ローリング中に自分の位置を保てないドライバーは、後続車に合図を送った後、コースサイドの安全な位置に車両を止めるか、列の最後尾についてスタートするものとする。
9. ピットスタートはピット出口にて待機し、スタート合図がなされた後、全車両がピット出口のコース上を通過後、オフィシャルの指示に従ってコースインする事ができる。
10. ローリングラップに参加できなかった(ピットスタートになった)車両は競技結果から1周減算とする。

第30条 スタート遅延

1. ローリング開始直前またはローリング中に、降雨または何らかの理由でスタートを遅らせる場合
 - (1) スターターは赤色ランプを点灯したまま黄色ランプを点滅させ、「スタートディレイ」ボードをメインフラッグ台もしくは電光表示板で表示する。
 - (2)(1)と同時に各ポストでは赤旗を表示する。
 - (3) 全車両は一旦コース上(ホームストレート)に停止すること。
 - (4) イベントディレクターは、走行上の安全が確保されないような降雨の場合、およびコース上が多量の水で覆われた場合は、コンディションが回復するまでスタートを遅らせる。
2. 30-1の適用が必要となった場合
 - (1) スタート手順は、5分前の時点からやり直される。
 - (2) 手順が、1度以上繰り返された場合、どれだけ走行時間が短縮されようともイベントは成立する。
 - (3) 手順が何度も繰り返された場合でも燃料補給は禁止とする。

第31条 反則スタート

1. スタートの合図の前に隊列を乱した場合は、反則スタートとする。
2. 本規則第29条4、第29条5に違反した場合等を含み、フロントローの車両が原因でスタートが行えなかった場合(隊列を整えることができなかった)、反則スタートとして認定される。
3. スタート手順(進行)においてピットクルーが指示に従わなかった場合は、反則スタートとして認定され、当該ドライバーに対してペナルティが課せられる場合がある。
4. 反則スタートと認定された場合、ペナルティストップの罰則が課せられる場合がある。ペナルティストップの罰則を課せられた車両は、コントロールタワー前ペナルティストップエリアでオフィシャルの指示により停止することが義務付けられる。
5. 反則スタートの判定に対する抗議は受け付けない。

第7章 ピット作業と車両修理

第32条 ピット作業

1. ピット作業とは、工具や部品等で、車両に対して手を加えること、およびドライバーの乗降行為をいう。
2. ピット作業をする際は、必ず自己のピットの前で行うこと。やむを得ず、ピット内にて作業を行わなければならない場合は、必ず技術委員の許可を得ること。
3. 車両がピットインしたとき、当該車両のメカニックは自己のピット前の停車区域に出て作業することができる。ピット作業の場合を除いて停車区域に出ること、部品や工具を停車区域に置くことは禁止される。
4. ファイナル中のピット作業要員は、その車両に登録されたドライバーおよびピットクルーとする。作業に携わっていない者は停車区域に留まってはならない。
5. ピット内において火の粉が出る作業(サンダー等)は禁止する。
指定エリアを主催者で設置します。※P56参照

第33条 走行中の車両修理

1. 走行中の車両の修理、調整、部品交換などは、ピットに準備してある部品と工具によって行わなければならない。
2. フレーム以外の全ての部品を交換することができる。
3. ピット以外の地点で停車した車両に対して、作業にあたる事は厳重に禁止される。

第34条 ピットサイン

1. ピットサインエリアに入るのはドライバー、ピットクルーに登録された方で、指定の腕章を着用していなければならない。(1チーム2名まで)
 2. ピットサインエリアまで出入りする際にはピットインおよびピットアウトする車両に充分注意するとともに、車両の通行を妨げてはならない。
 3. ピット前およびピットサインエリアでは傘等の風で飛ばされるものを身に付けてはならない。
 4. ファイナルのスタート時には、ピットサインエリア内の立ち入りは禁止とする。全車スタートが完了し放送の指示が有るまではサインエリアに立ち入ってはならない。
 5. 無線機(携帯電話含む)の使用は禁止する。
 6. 使用するサインボードの大きさは100cm×60cmの長方形を超えるものであってはならない。また、ウォールより高い踏み台を使用することは禁止する。(風によって飛ばされる可能性がある構造物・テント・傘等は、ピットサインエリア内に設置してはならない。またオフィシャルの指示があつた場合その指示に従わなければならない。)
 7. サンダル及びヒールの高い履物でのピットエリアの立ち入りは禁止する。ピットクルー要員等の履物は運動靴・スニーカーなどが望ましい。
- ※ピットサインエリアの利用については、スペースに限りがあります為各チーム間のご理解とご協力でご活用ください。

第8章 燃料補給

第35条 ファイナル中における燃料補給およびピット滞在時間

1. 給油は指定された給油ピットのみで行うことができる。
2. 給油する際の携行缶は各チームで車両ごとに用意すること。

使用できる携行缶は市販品の金属製で容量2リットル以上のものとし、公式車検にて技術委員の確認を受けたものとする。

また、給油ピットに携行缶を持ち込む際は、燃料が入った状態で携行缶重量の計量が行われ、指定の重量を上回った場合は給油エリアに持ち込むことができない。

※重量は後日公式通知にて示す。

3. 1回のピットインで給油できる量は、上記、携行缶(市販品の金属製で容量2リットル以上のもの)から1回のみ給油できる。

4. 補給作業時には、ドライバーはエンジンを停止し、降車すること。

5. スタート時の燃料搭載量も指定の携行缶1回分の給油量とする。

6. 補給する際には、指定の携行缶のみを使用し、指定の場所で安全に給油すること。また、給油ピットにガソリン入り携行缶を持ち込む場合、蓋を完全に閉めた状態で持ち込むこと。

7. ファイナル中に燃料補給を行う場合、補給監査員の監視のもと、指定されたエリアで給油を行わなければならない。

8. 燃料補給中、登録されたピットクルー1名（ドライバーでもよい）が必ず消火器を車両に構えて作業中待機していなければならぬ。

怠った場合ペナルティを課す場合がある。

なお、消火器は、参加者が車両1台につき1本以上用意すること。

（第17条 5. (8) 義務）

9. 燃料補給に携わるピットクルー（消火スタッフも含む）は、化繊素材の服及びサンダルの着用は禁止とする。基本的に難燃素材（綿100%など）の服を着用し、長袖・長ズボンである事。（レーシングスーツは可とする）また顔面保護のためゴーグルまたはシールド付きのヘルメットを装着することを強く推奨する。

10. 燃料補給作業の際にこぼれた燃料は必ず拭き取らなければならない。

11. 自ピット内への燃料の持ち込みは各チーム50リットル未満とする。
(容器は、消防法に基づく金属携行缶を使用すること。)

12. 給油ピットでは、燃料補給以外の作業は禁止する。

13. ドライバー及びスタンド要員以外はピットレーン側から補給ピットには入場できない。ピットレーン側から携行缶を持ち込み給油した場合は、ペナルティを課す場合がある。

14. 指定の携行缶への加工は一切禁止とする。
加工が認められた場合、また、加工の疑義が生じた場合、いかなる理由があろうとも新たな携行缶への変更が命じられる。その際、変更料金として30,000円を支払うものとする。
15. もてぎ施設内ガソリンスタンドで購入した燃料を使用し、常温状態の燃料を使用すること。給油ピット内に持ち込める燃料は指定の携行缶に入れられたもののみとする。
また、補給監査委員が燃料の温度・重さ・成分の適合検査をする場合がある。
16. ピットインした車両はピットインからピットアウトまでクラス毎に指定のピット滞在時間を消化しなければならない。
また、当該年度15歳以下（中学生以下）のドライバーは1名につき規定のピット滞在時間に1分加算とする。

各クラスのピット滞在義務時間

- クラス I : 5分
クラス II : 5分30秒
クラス III : 6分
クラス E : 無し

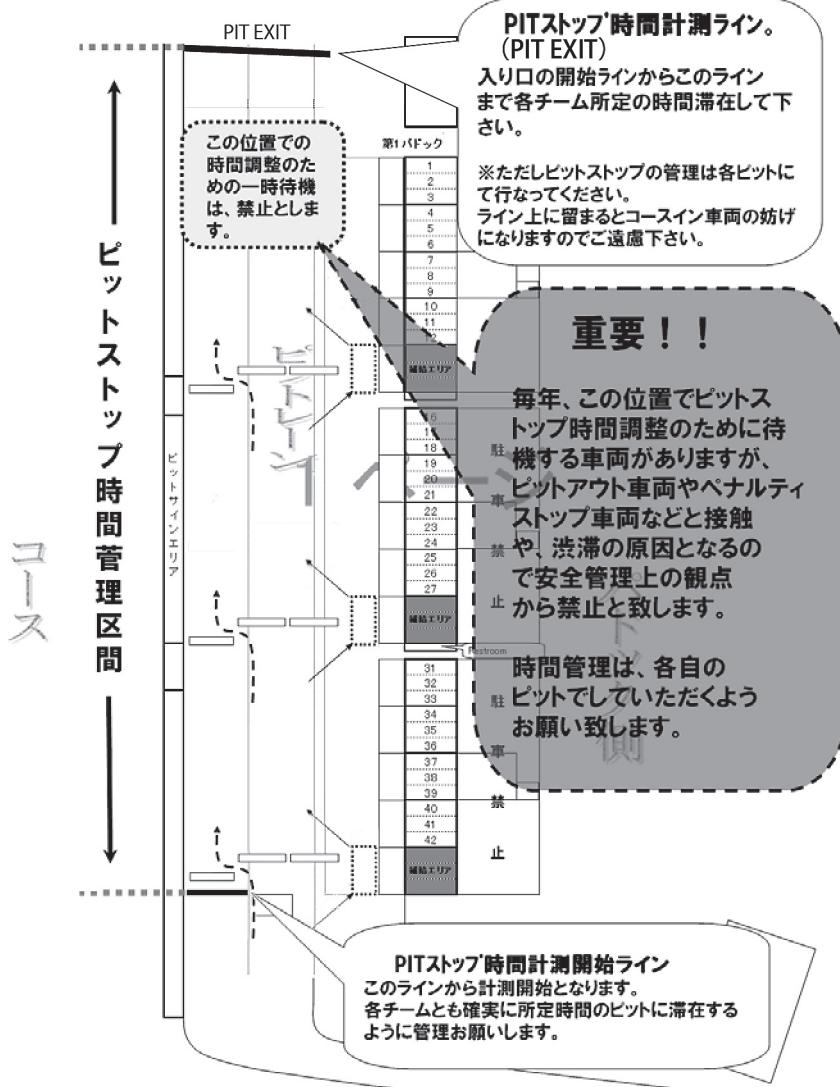
17. ピット滞在時間の計測区間は下図の通り

●ピット滞在時間&補給関係について

ピット滞在時間管理、及び給油に関する注意事項です。

PIT STOP TIME MANAGEMENT & ZONE

*PIT STOP時間は自己管理です。よく確認してPIT OUTしてください。



第9章 イベントの一時停止

第36条 フルコースコーション（イベントの一時中立化）

1. 事故発生時および危険な状態が確認された場合に、イベントディレクターの決定によって、セーフティカーが介入する。
2. フルコースコーションの手順は以下のよう行われる。
 - (1) イベントディレクターがフルコースコーションを決定したら、直ちに全ポストから黄旗とSCボードが提示され、セーフティカーの介入を告知する。また、黄色の回転灯を点灯した1台または複数のセーフティカーが先頭ドライバーの位置に関係なくコースインする。
 - (2) 全ての車両はセーフティカーを先頭に1列に整列しなければならない。この時ドライバーの追い越しは厳禁とされる。ドライバー間の距離は10m（車両5台分程度）以内とし、万が一トラブル等で隊列についていけなくなった場合は、後続車両に合図を送りラインを外して走行すること。
 - (3) セーフティカーは処理が終了するまで走行を続ける。
 - (4) フルコースコーションの間にピットインすることは許可されるが、ピットアウトは、コースインシグナルの指示に従うこととする。
 - (5) イベントディレクターが次のコントロールラインからの再開を決定したら、セーフティカーは黄色の回転灯を消灯する。セーフティカーはその周の終了時点でピットロードに入る。
 - (6) セーフティカーがピットロードに入り、ドライバーがコントロールラインに近づいた時点で、メインフラッグ台から緑旗が振動表示され、緑色ランプが点灯される。各グループの先頭がコントロールラインを通過した時点でフルコースコーションは解除される。
なお、この際スタートライン通過までは追越し禁止とする。
 - (7) フルコースコーション中の走行ラップも周回数としてカウントされる。

第37条 走行の中止

1. やむを得ない事情により、イベントの続行が不可能と判断された場合、イベントディレクターは赤旗を提示させる。
2. 赤旗は、全てのオブザベーションポストで提示される。また、シグナルによる赤色灯の併用によって合図される。
3. 走行が中断された場合、ドライバーは最大限の慎重さと注意をもって進み、コントロールラインを先頭に本コース上に停止しなければならない。
4. ピットロードは赤旗提示時にクローズされる。
5. ピットイン中の車両への作業はただちに停止しなければならない。ただし、給油作業中の車両に関しては、一連の作業を終えることとする。
6. 中断の合図が出された時点でピットロードを走行中のドライバーは、ピットインしていたものとする。この際指定ピットイン時間の管理を行わない。

7. 赤旗等によりイベントが停止され、再スタート可能時点がイベント終了時間から1時間を切ってしまった場合は、イベントは成立したものとみなされる。順位はイベントが停止される前の周回における順位とする。
また、SC導入中に赤旗でイベントが中断され成立した場合は、SC導入前の周回における順位とする。
8. 一切の作業はオフィシャルの指示が有る迄行つてはならない。

第38条 中断された走行の再開

1. 再開可能となった場合、イベントディレクターは走行の再開を宣言することができる。
2. スタート再開は5分前から進行し、スタート再開前に5分前、3分前、1分前、および30秒前のボード（またはシグナル）が表示される。
それらのいずれのボード（またはシグナル）も警告音を伴うものとする。
3. 1分前ボード（またはシグナル）が提示された後にエンジンは始動されなければならず、チームのスタッフはすべて、30秒前ボード（またはシグナル）が提示されるまでに、すべての機材を持ってグリッドから退去する。
4. グリーンライトが点灯すると、セーフティカーは後続のすべての車両と共にグリッドを離れる。
その際、車両は赤旗ライン後方に整列した順序で、車両5台分の距離以下を保って続く。列最後尾の車両がピットレーン終了地点を通過するとすぐに、ピット出口のライトがグリーンに変わる。その時ピットレーンにいる車両はすべて、コースに出て、セーフティカー後方の車両隊列に合流することができる。
5. 再開後はフルコースコーチョン（セーフティカー介入）状態での再開となり、セーフティカーがピットロードに入り、ドライバーがコントロールラインに近づいた時点で、メインフラッグ台から緑旗が振動表示され、緑色ランプが点灯される。先頭車両がコントロールラインを通過した時点でフルコースコーチョンは解除される。
なお、この際コントロールライン通過までは追越し禁止とする。

第10章 イベント中止

第39条 イベントの中止

1. イベント審査委員会は、特別な事情が生じた場合、イベントを中止することができる。
2. イベント審査委員会の決定に対して全ての関係者は従わなければならない。
3. イベントの中止と参加料等の返却は、次の表のとおりとする。参加者は、その他一切の損害賠償を主催者に請求することはできない。

事例	出場料	共済会掛金
大会期間中走行が1回も行われず中止	選手受付をした全員に返却	共済会の適用となる練習走行が行われていなければ返却する
走行は行われファイナルグリッド発表後中止	返却しない	返却しない
ファイナルのスタートが行われたのち中止	返却しない	返却しない

第11章 イベント終了と各賞の決定

第40条 イベント終了

1. ファイナルはスタート後7時間、あるいは公式通知で示された時間が経過した時点で、先頭車両からチェックカーフラッグが振られる。
2. チェッカーフラッグは6分間表示される。
3. チェッカー後は全車減速し、オフィシャルカーの先導でコースを1周する。

第41条 順位および完走の認定

1. チェッカーが振られた時点で完了する周回数を元に順位の認定が行われる。ただし順位認定は、コントロールライン上(ピットレーン上含む)でチェックカーフラッグを受けた最終周回を完了した車両に対して優先的に与えられる。チェックカーフラッグを受けた車両は、自走でピットロード上のコントロールラインを通過することで、チェックカーフラッグを受けた車両として扱われる。
2. 最多周回数チームの走行した周回数の50%以上を走行したチームは、完走として認定される。
3. 同一周回数の場合、同順位とする。

第42条 走行終了後の手順

1. 走行終了後の手順は次のように行う。
 - (1) チェッカーと同時にオフィシャルカーが最終確認のためにコースインする。
 - (2) チェッカーを受けたドライバーに黄旗を表示する。
 - (3) チェッカーを受けた全ての車両は、第4コーナーからコースインするオフィシャルカーの先導でコースをまわり、指定された場所で停車する。

2. チェッカーフラッグが提示された時点で、ピットインしていた車両のコースへの出走は禁止される。

第43条 車両保管および再車検

1. 走行終了後、リタイヤ以外のすべての車両は指定された場所にて保管される。
2. 車両保管解除発表後、保管車両の責任は一切負わない。出場者は車両保管解除と同時に保管車両を速やかに引き取らなければならない。

第12章 ペナルティに関する事項

第44条 ペナルティ(反則行為については、ペナルティを課す場合がある。)

1. 走行中の反則、妨害行為。
(特に黄旗区間でのスピン、オーバーラン、接触は厳重に処分(最高でイベント除外)いたします。)
2. 次に挙げるドライバーサインを怠ったもの。
(1) コースイン、コースアウト: 手を高く上に上げる。
3. イベント期間中の違反に対するペナルティはイベントディレクターが大会審査委員会に諮って大会審査委員会によって決定される。
4. 大会審査委員会は状況に応じてペナルティを軽減したり強化したりすることができる。
5. 大会審査委員会はチームに対してペナルティタイムの追加を課すことができる。

第45条 抗議

参加者はオフィシャルの判定およびイベント運営に対する抗議を一切行うことができるない。

第13章 賞 典

第46条 賞 典

2022 “K-TAI”賞典について

2022年度“K-TAI”の賞典を下記の通りご案内いたします。

総合 最多周回／優秀周回数賞		条件
最多周回数賞	最も周回数の多いチーム ※1	ファイナル完走
優秀周回数賞	2番目、3番目に周回数の多いチーム ※1	ファイナル完走
※1 同一周回数の場合、複数のチームが対象になります。		
クラス別 最多周回賞		条件
クラス別最多周回数賞	クラス別で最も周回数の多いチーム ※2	ファイナル完走

※2 同一周回数の場合、先にチェックマークを受けたチーム

特 別 賞		条件
MVP	ファイナルイベント完走の中で、“K-TAI”精神である「みんなでカートを楽しもう」を合言葉にK-TAIを存分に楽しんだチーム	ファイナル完走
レディース賞	女性ドライバーがいるチームの中で最上位のチーム ※同一周回数の場合は先にチェックマークを受けたチーム	ファイナル完走
ユースドライバー賞	中学生以下のドライバーを登録したチームの中で最上位のチーム ※同一周回数の場合は先にチェックマークを受けたチーム	ファイナル完走
◆グッドヘルパー賞	ヘルパーとして参加した中で、最も輝いていた方。 裏方の功労者、イベント中あまり目立っていなかったけれどとっても大切な存在。 そんなヘルパーを客観的に見させていただきます。	ファイナル出場
◆グッドファッション賞	ファイナルイベント出場チームの中で、チームウェアなどが最も印象的だったチーム	ファイナル出場
◆グッドカート賞	ファイナルイベント出場チームの中で、カートのルックスが最も印象的だったチーム	ファイナル出場
K-TAI賞	チェックマークを22番目(K-TAI開催回数)に受けたチーム	ファイナル完走
ポールポジション賞	ポールポジションを獲得したチーム	ファイナル出場

◆マークは参加受理書にて申請ください。

“K-TAI”的賞典は、参加者の皆様に楽しんでいただけるよう企画しております。
ルールマナーを守って“K-TAI”を楽しんでください。

また、特別賞に対する抗議等は受け付けられません。

第14章 主催者の権限

第47条 主催者の権限

主催者は次の権限を有するものとする。

1. 参加申込受付に際して、その理由を示すことなく、参加者、ドライバー、ピットクルーを選択あるいは参加を拒否することができる。
2. イベントディレクターが必要と認めた場合、ドライバーに対し、指定医師による健康診断書の提出を要求し、イベント出場の健康上の理由による可否を最終的に決定することができる。
3. ナンバープレートの番号の指定、あるいはピットの割当等にあたり、各参加者の優先順位を決定することができる。
4. 止むを得ない理由により、公式プログラムの印刷に間に合わなかったドライバーの指名登録または変更について許可することができる。
5. すべての参加者、ドライバー、ピットクルーの肖像権およびその参加車両の音声、写真、映像など、報道、放送、放映、出版に関する権限を有し、この権限を第三者が使用することを許可できる。
6. 公序良俗に反する言動がある参加者に対しては、選手受付後であっても参加を拒否することができる。
7. 主催者はタイヤ、プラグ、燃料、油脂類、部品等に関して使用メーカーおよび銘柄の指定を行うことができる。参加者はこれを受け入れなければならない。

第48条 広告に関する事項

オーガナイザーは次のものに関し抹消する権限を有し、かつチームはこれを拒否することができない。

1. 公序良俗に反するもの
2. 政治・宗教に関連したもの
3. 本イベントに關係するスポンサーと競合するもの

第15章 損害の補償・イベント役員の責任

第49条 損害の補償

1. 車両の破損
参加者は、車両およびその附属品が破損した場合、その責任を各自が負わなければならない。
2. 損傷の責任
イベント開催期間中、またはその前後に起きたドライバーおよびピットクルーの損傷は自らが責任を負うものとする。

第50条 イベント役員の責任

参加者、ドライバーおよびピットクルーは、イベント役員ならびにオフィシャルが一切の損害補償の責任を免ぜられていることを知っていなければならない。すなわちイベント役員ならびにオフィシャルは、その職務に最善を尽すことは勿論であるが、もしその行為によって起きた参加者、ドライバー、ピットクルーおよび車両等の損害に対して、イベント役員ならびにオフィシャルは一切の補償責任のないことをいう。

第16章 本特別規則の適用と補足

第51条 本特別規則の解釈

本特別規則およびイベントに関する公式通知や諸規則の解釈についての疑義がある場合、参加者はイベント前日までに文書によって質疑申し立てができる。質疑に対する回答は、審査委員会の解釈または決定を最終的なものとして関係当事者に文書または口頭で通告される。

第52条 ブルテンの発行

主催者は年度途中においても特別規則について見直しを行う場合がある。その内容は、K-TAI特別規則ブルテンで発表される。

発表はモビリティリゾートもてぎK-TAIホームページにて行う。

ホームページにてブルテンを確認できない参加者は、主催者へ申し出て、ブルテンを郵送にて受け取ること。

ブルテンとは・・・

K-TAIでは、規則の変更・追記や知って欲しい内容、各種ご案内、注意事項など、様々な情報をリアルタイムでお知らせするために、ホームページ内にブルテンとして掲載・告知させていただきます。

このブルテンで発行される内容は、正式な発行文となりますので、登録されている全ドライバー、チーム代表者は定期的に確認し、チーム内で情報共有していただくようお願いいたします。

こちらからご確認ください ↓



みんなでカートを楽しもう!
2020 もてぎKART耐久フェスティバル "K-TAI"

8.2
SUN

お知らせ ブルテン リザルト

"K-TAI"トップ

"K-TAI"とは

はじめての "K-TAI"

参加者紹介

レポート & 受賞者

ギャラリー

2019 "K-TAI"集合写真



第53条 公式通知の発行

本規則に記載されていないイベント運営上の細則や、参加者に対する指示、本規則発表後に生じた必要指示事項は、公式通知によって示される。

公式通知は、

- (1) モビリティリゾートもてぎ K-TAIホームページに掲載される。
- (2) コントロールタワー前のレースリザルト掲示板に掲出される。
- (3) 公式練習後、あるいは公式練習やファイナル前など必要に応じて招集されるドライバーズブリーフィングで指示される。
- (4) 場内アナウンスによって案内される。

以上の方法によって参加者に通告される。

第54条 イベント事務局の連絡先（イベント開催期間中の事務局）

ホンダモビリティランド株式会社 モビリティリゾートもてぎ

モータースポーツ課 K-TAIイベント事務局

〒321-3597 栃木県芳賀郡茂木町桧山120-1

TEL 0285-64-0200 FAX 0285-64-0209

第55条 本特別規則の施行

本特別規則は、第1章第1条に示されるイベントに適用されるもので、イベントの参加申し込み受付開始と同時に有効となる。

第17章 参加車両規定

第56条 車両規定

1. エンジン

① 主催者指定の4サイクルエンジンが使用できる。

使用エンジンによりクラス3クラスに分けられる。

また、その他エンジンも主催者に申請し、認められた場合、イベントに参加する事ができる。

クラス I (滞在時間5分)

- ・ Honda製 GX200、GX200SP
- ・ SUBARU製 EX21
- ・ EIKO製 EX21E
- ・ YAMAHA製 MZ200
- ・ BRIGGS & STRATTON製 206

クラス II (滞在時間5分30秒)

- ・ Honda製 GX270
- ・ SUBARU製 EX27、KX21
- ・ Robin製KX21R
- ・ BRIGGS & STRATTON製 XR1450

クラスⅢ（滞在時間6分）

- ・YAMAHA製 MX300RKC

※MX300RKCを使用する場合、以下の通り各スプロケットの歯数を指定する。

ドライブスプロケット：32（固定）

ドリブンスプロケット：69以上

- ・BRIGGS & STRATTON製 WORLD FORMULA

※7100r.p.mのリミッターを必備とする。

クラスEは第58条にて記載

② 1チームにつき1基の指定エンジン登録が認められる。

③ 登録エンジンが破損し、走行修復不可能の場合、同一エンジンの使用を大会事務局に申請する事ができる。

④ インジェクション等の燃料噴射装置の使用は禁止とする。

エンジンの部品はメーカー同機種パーツリストに載っているノーマル部品で構成され加工は禁止する。

⑤ エンジン本体の定義は、マフラー、キャブ、燃料タンク、クラッチ・エアクリーナー以外のエンジン本体とします。

⑥ キャブレターの変更は自由とするが、チョークボア側の最大直径は30mm以下とすること。

またエアークリーナーは、必ず取り付ける事。

⑦ 燃料ポンプ負圧穴の加工は許可します。

変更できない物

- ・点火装置・点火時期を変更してはいけない。
- ・ファン・フライホイル・サイドエンジンカバー
- ・その他性能に変化を与える部品

追加・変更・削除できる部品は以下の通り

- ・EXマニホールド、マフラー
- ・プラグコード、プラグキャップ
- ・インテークマニホールド、キャブレター
- ・ガバナ装置 回転リミッター、チャージコイル
- ・クラッチ
- ・テレメーター（温度センサーなど）取付の為の加工は可能。

また、下記部品に限り製造者より申請を受け、公認部品と認めましたので変更することができます。

[EX21、KX21]

- ・バルブガイド（インテーク） 部品番号：11-00001FM
- ・バルブガイド（エキゾースト） 部品番号：11-00002FM
- ・オイルバッフルプレート 部品番号：11-00003C
- ・脱落防止バルブガイド 部品番号：237-14202-S3
- ・脱落防止ロッカーピン 部品番号：277-35003-S3
- ・ロッカーカバーガスケットスペーサー 部品番号：277-16001-S3

[GX]

- ・バルブスプリング 部品番号：13203valve spr-Birel

[GX200SP]

- ・カムシャフトASSY 部品番号：14100 BGX-000

※GXエンジンのカムシャフトについては、ホンダ純正部品GXシリーズパーツリストに記載のあるカムシャフトを使用する事。また、カムリフトの最大値は交差も含めIN6.0mm EX5.7mmとする。

(カムリフトとはカム山最大値を0とし、円周最小値を引いた数値)

※イベント終了後すぐ技術委員長に指定された車両は車検場にてメーカーの方と再車検を実施します。また、チームで分解できない場合、チーム員以外の方に援助していただく場合がありますので予めご了承ください。

2. シャーシは過去5年以内に関係機関で公認・登録された物を使用することを推奨します。270ccエンジンを搭載する場合、レンタル専用、ミッションカート用、もしくは同等の強度を有する公認フレームを使用すること。
3. 車両はバンパーおよび車輪によって囲まれた四辺形の外にいかなる部分も突出してはならない。また、車体シルエットから突起するような付加物を搭載してはならない。

4. 車両各部の寸法

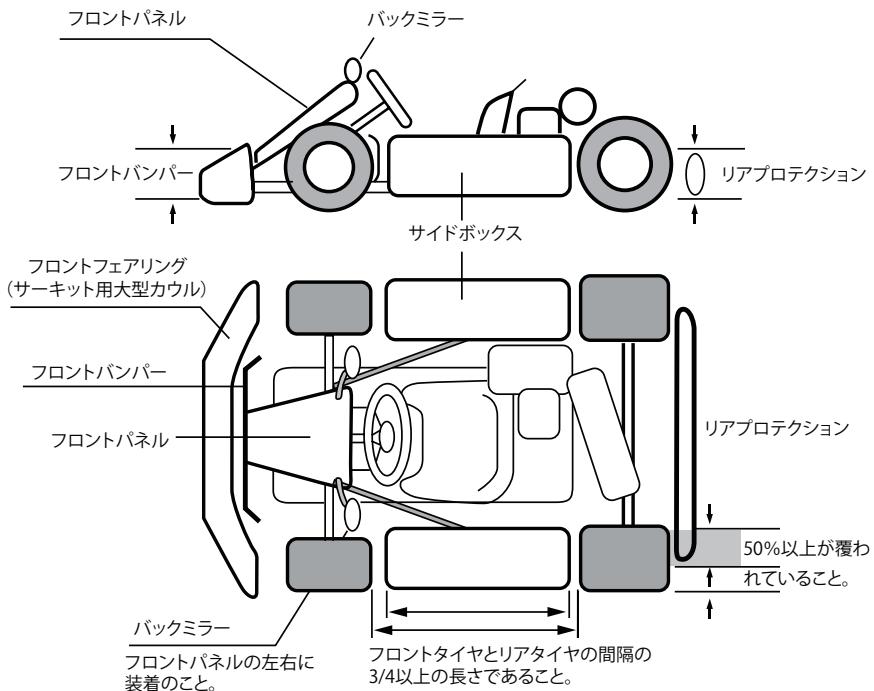
車両各部の寸法は、次に規定する範囲内のものでなければならない。

- ① 車両全長 : 2,200mm以下とする。
- ② 車両最大幅 : 1,500mm以下とする。
- ③ ホイールベース : 1,000mm以上、1,500mm以下とする。
- ④ リアタイヤ トレット幅 : 1,400mm以内とする。

第57条 車両の構造

車両各部の構造は、次の条件を満たさなければならない。

- すべての車両は接地する4個のタイヤと1個のシートを装着し、主催者指定のエンジンを装備する車両とする。



2. プロテクター(防護用バンパー)※必備パート

車両はその前後左右にフロントフェアリング・サイドボックス・リアプロテクションの装着を必備とし、そのすべて強固に取り付けること。

フロントフェアリングはロードコースサーキット用大型カウルを使用すること。

また、フロントフェアリングのみ自作を認める。

フロントフェアリングの下部のせり出しあは40mmまでとする。

必ずフレームやバンパーに強固に取付け固定すること。

※万一の時、衝撃に耐えうる構造や素材が必要です。

材質・強度などにより認められない場合がございますのでご注意ください。

(参考例)



- ・フルカウル・アンダーパネルは禁止といたします。整流版などの取付を禁止します。
- ・突起している物や、ウイング等の取り付けは禁止します。
- ・コースアウトした場合、水や砂利等を拾いにくい構造を推奨します。

3. フロントパネル※必備パート

フロントフェアリングからステアリング上部にかけドライバーを守るよう取り付けること。フロントパネルにはゼッケンがはっきり見える様記載すること。

4. バックミラー ※必備パート

左右後方を確実に視認できるバックミラー、もしくはリアカメラ等を装着することが義務付けされる。またバックミラーのサイズは高さ300mm×幅500mm以上とする。

5. 冷却ダクト

安全の為ブレーキおよびエンジン冷却用のダクトおよび付加物の取り付けを認める。

その判断は、技術委員長の判断を最終的なものとします。

6. タイヤおよびホイール

ドライタイヤは以下の指定タイヤといたします。

ブリヂストン……………YDS(HF)

ダンロップ……………DF2、DRK-SP

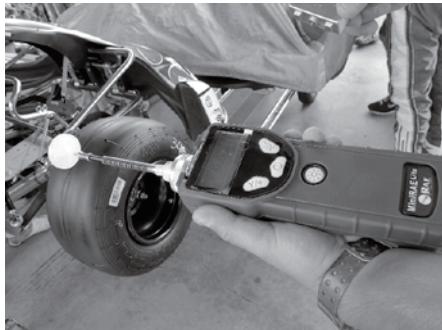
横浜タイヤ……………ED

ウェットタイヤの銘柄は自由とするが、新品タイヤの使用を強く推奨します。

※ タイヤの加工などは一切禁止といたします。

加工などが認められた場合、レッドカードの対象となりますのでご注意ください。

また、再車検や、走行中に抜き打ちでタイヤを検査する場合がございます。



(1)ホイールを車軸(ホイールハブ)に取り付ける場合、スプリットピン、またはセルフロックナット、またはサークリップのような安全なロッキングシステムを有していなければならない。

(2)使用するタイヤにはすべてホイールとリムを3本以上のペグで固定する形式の市販されているビートストッパー付きのホイールを推奨します。またビートストッパー付きでないホイールに穴を空けてビートストッパーを付ける事は禁止する。

7. サスペンション機能は禁止

弾力を利用した物、あるいは連結式による物のいかんを問わず禁止される。

8. ブレーキ ※必備パート

全てのクラスを通じて、少なくとも双方の後輪に同時に、作動する有効なブレーキを備えなければならない。また追加の安全ケーブルをブレーキペダルとブレーキポンプの間に取り付け最低2箇所以上クランプしなくてはならない。

9. アクセルレーター ※必備パート

アクセルレーターは、リターンスプリングを備え、万が一リンク装置が破損した時は、気化器のスロットルが、自動的に完全に閉鎖する構造でなければならない。

10. ステアリング ※必備パート

ステアリングは、完全に閉じられた円形のステアリングホイールによって操作されるものでなければならない。ケーブルまたはチェーンによってステアリングを操作するものは一切認められない。ステアリングの全ての部分は、安全で確実な取り付け方式(ロックナット)でなければならない。

11. セルスターター(カットオフ) ※必備パート

すべての車両はセルスターター装置(カットオフ装置)を必ず備えなければならない。この装置は、ドライバーが車両を運転中、正常に着座して容易に操作できるように設けられていなければならない。

12. シート ※必備パーツ

ドライバーが完全にフィットされるものでなければならない。ドライバーの脚部が前方においてコントロールペダルを操作する位置になければならない。

13. チェーン・チェーンガード ※必備パーツ

予備チェーン・予備スプロケットの取り付けは禁止とする。チェーンガードは必備とし、かつ下記の項目を満たさなければならない。

(1) 幅は3cm以上あり車両上方から見てチェーンが見えない状態であること。

(2) エンジン側スプロケットとアクスル側スプロケットを結ぶ線の上の部分を有効に覆っていること。

(3) 車両側方から見てエンジン側スプロケットが見えない状態であること。

14. 燃料タンク ※必備パーツ

燃料タンクはカート用市販ポリ燃料タンクをフロアー中央(ステアリングシャフト下)に設置すること。

※ノーマルエンジン上部にある燃料タンクは取り外すこと。

(1) 密閉された独立のものとし、暫定的な取付方法によるものであってはならない。

(2) 電子ポンプの使用を禁止とする。ダイヤフラム式ポンプを使用すること。

(3) 燃料タンクはフロア以外の場所に設置してはならない。

(4) 市販時より著しく変形されたタンクや加工したタンクは使用できない。

(5) 燃料タンクは1つでなければならない。

(6) 燃料ホースは安全な最短ルートでキャブレターに繋ぎ、間に認められるのはカート用燃料フィルターとポンプのみとする。

15. 排気装置(マフラー) ※必備パーツ

排気装置はドライバーの後方で排出するものとする。

ドライバーが通常の運転姿勢のとき、そのドライバーと排気装置の間にいかなる接触も起こらぬように、保護が施されてなければならない。

また、強固に取り付け、上部から見てリアプロテクションに被さってはならない。

音量規制について

★音量規定 100db以下(それより大きい場合、参加できません。)

16. トランスマッision

トランスマッisionは使用できない。動力は必ず後輪に作用するものでなければならない。デファレンシャルを有してはならない。

17. 始動方式

エンジンの始動方式はセルスターターとする。

18. キャッチタンクおよびワイヤーロック ※必備パート
次の箇所にそれぞれのキャッчタンクを装着するか、リターンシステムを採用すること。
クラシクケースリザーバーパイプ フューエルタンクリザーバーパイプ
キャブレーターオーバーフローパイプ
※各キャッチタンクはオーバーフローしない容量を確保すること。
(500cc以上の容量を持つことを推奨する)
※キャブレターの油面調整は左右を繋ぎ上端を大気開放する事ができる。
次の箇所にワイヤーロックを施すこと。
各オイルドレンボルト オイル給油口 オイルレベルボルト
ドレンが油温センサー側はワイヤーロックをしなくてもよい。
19. フロントフェアリング、冷却ダクトなど自作にて取り付けする場合、事前変更申請書を提出し、第3回公開練習までに車両チェックを受ける事。
その後の申請・変更は認められない。

第58条 クラスE規定

1. 電気モーター、バッテリーによって駆動される電気カートとする。
2. バッテリーの使用個数の制限は設けない。
3. ドライバー交代時、または、車両のバッテリー交換時は、主電源回路開閉装置をOFFにし、電気回路を遮断しなければならない。
また、ピットインした際のピット滞在時間の制限は設けない。
4. バッテリーを交換する際は自ピットにて安全に行うこととし、
バッテリー交換に携わるピットクルー（消火スタッフも含む）の装備は以下の通りとする。
 - ・絶縁手袋、ゴーグルを装着しなければならない。
 - ・難燃素材（綿100%可）の服を着用し、長袖・長ズボンである事。
(レーシングスーツは可とする)
 - ・サンダルの着用は禁止とし、安全靴の着用を強く推奨する。

5. 車両規定

電気系の安全規定

① ケーブル、配線

- 1) ケーブル、電気装置は、絶対に漏電等を発生させないようにし、感電の危険から避けるため、全てのケーブルおよび、端子は確実に絶縁対策をすること。
- 2) 仕様および取付けすべての配線は暫定的なものであってはならず
グロメット、コネクター、クランプ等を含め十分に安全性の高いものにしなければならない。

② 主電源回路開閉装置

1) すべての電気伝達装置（すべての電気回路）を遮断する、運転席および車外から容易に操作できる独立した主電源回路開閉装置を装備しなければならない。

主電源回路開閉装置は、黄色の円で囲むこと。

コンタクターは、主電源回路開閉装置として認めない。

③ 起動スイッチ

モーターコントローラー起動用スイッチの装着を義務づける。

車両を駆動する電気回路は、主電源回路開閉装置及び起動スイッチの2つのスイッチをONにした場合にのみ、作動するようにしなければならない。

④ 配線

すべての配線は、定格（適切な容量）のヒューズによって保護されること。

⑤ ヒューズ

ヒューズは扱い易いところに取付けること。

ヒューズは、電流の容量が一定時間内に規定された容量以上になつたとき、その回路を自動的に遮断するための装置である。

サーキットブレーカは、ヒューズとして認めない。

⑥ 電気の一般的安全

使用している構成部品は、通常の操作または予測される誤操作および降雨時等のいかなる状況においても、危険を伴うものであってはならない。

人や物を保護するための構成部品は、その機能を十分に果たすものでなければならない。

⑦ バッテリー（電池）
バッテリー（電池）の種類

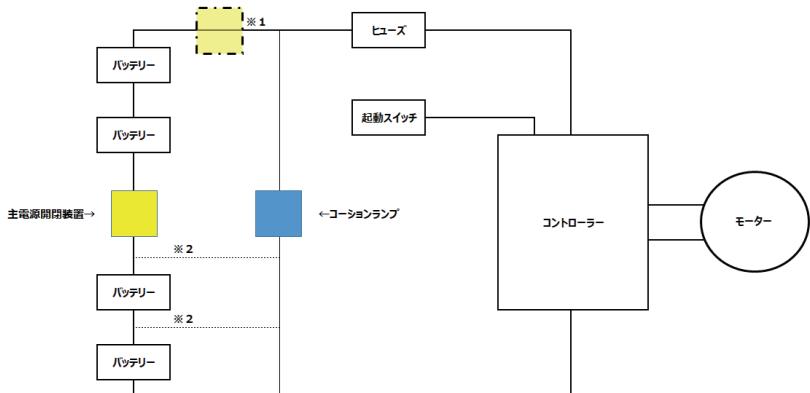
種類	概要	主な使用例	使用認否
一次電池	使いきりの電池	乾電池、ボタン電池、コイン電池等	不可
二次電池	充電し繰返し使える電池	鉛蓄電池、リチウム系電池、ニッケル系電池など	可
キャパシタ	二次電池に類似	大量の電気を蓄えるよりも、大電流に強いウルトラ/スーパーキャパシタ	併用のみ可
燃料電池	水素等を燃料とする発電デバイス	コーチェネレーション、燃料電池車など	不可
太陽電池	光をエネルギー源とする発電デバイス	ソーラーパネル、太陽光発電など	不可

- 1) 主電源とするバッテリー（電池）は、二次電池でなければならない。キャパシタは主電源との併用に限定される。
- 2) 搭載する鉛蓄電池は、AGM、ドライ、ゲル式の3種に限定される。
- 3) 定格最大電圧は200Vとする。
- 4) バッテリーの留め具（金具）は、クラッシュした場合であっても、バッテリー、留め具自体または留めが緩むことのないように設計されていなければならない。

⑧ コーションランプ

主電源回路開閉装置がONの状態で、ドライバーおよび周囲のオフィシャルが確認できる、緑、青、赤、黄色のいずれかに点灯ではなく点滅するランプ（コーションランプ）を装着しなければならない。

推奨結線図



※1 主電源開閉装置はここに入れても良い。

※2 コーションランプの作動電圧により、点線のように結線しても良い。

⑨ 回生ブレーキ

回生ブレーキを使用する場合は、駆動モーターからの回生にのみ使用を許可する。

⑩ 後退（バック）

車両を後退走行させる機構はすべて禁止とする。

⑪ 充電器

走行中に充電する機器（回生ブレーキを除く）の搭載を禁止する。

⑫ 牽引箇所

車両の前方と後方それぞれ1箇所、最低2箇所に牽引場所を指定・表示しなければならない。

車両前方：フレームに結束した牽引ベルト（赤色）の装備

車両後方：フレームに結束した牽引ベルト（赤色）の装備もしくは牽引場所の指示表示（赤色）

その他記載のない車両規定については第56条、第57条に準ずる

第59条 ゼッケンプレートおよびゼッケンについて

車両にナンバープレートおよび広告プレートを取り付ける場合、その方法および規格については、次に定める事項に従わなければならない。

1. 車両は、前後左右に、ゼッケンを貼布するためのスペースを設けなくてはならない。
ゼッケンスペースが確保できない場合ナンバープレートを装着しなくてはならない。
2. ナンバープレートの寸法は200mmx200mm角以上とし、両プレートの形状は、その角が半径10R～25Rmmを有するものとする。
3. ナンバープレートを使用する際は不透明で柔軟なプラスチックでなければならない。
4. ナンバーの明瞭度に関して議論が持ち上がった場合、技術委員長の決定を最終決定とする。判別しにくくと判断された場合は速やかに修正しなければならない。
5. ゼッケンはカートの前後左右4箇所に貼付けること。
6. ゼッケンベース、文字の色は以下の通りとする。(蛍光色は禁止する。)
クラスI:ゼッケンベース 白色、文字色 黒色
クラスII:ゼッケンベース 黄色、文字色 黒色
クラスIII:ゼッケンベース 赤色、文字色 白色
クラスE:ゼッケンベース 青色、文字色 白色

第60条 カメラの搭載について

参加車両へのカメラ搭載については、以下誓約項目を了承の上、公式車検において取付状態の確認を受けること。

(カメラ取付方法)

① Gopro等の形状のカメラの場合

防水カバーにタイラップ等を巻き、カバーをマウントしているステーと車体間をワイヤリングし、脱落防止をしてください。

② カメラにストラップ穴がある場合

カメラのストラップ穴と車体間をワイヤリングし、脱落防止をしてください。

③ 上記①・②に該当しないカメラの場合

ガムテープ等でカメラ本体と車体間を確実に固定し、脱落防止をしてください。

(誓約項目)

1. 私は、ヘルメット及びドライバーの装備品に、ウェアラブルカメラを取り付けないことを誓約いたします。
2. 私は、車載カメラを参加車両に安全上確実な方法で取り付けを行います。
3. 私は、参加車両に車載カメラを搭載するにあたり、撮影したものを以下1)～3)の内容で使用しないことを誓約いたします。
 - 1)個人の私的利用の範囲を超える、営利目的の使用
 - 2)広告宣伝活動等
 - 3)走行におけるペナルティ判定等
4. 私は、車両回収および車両撤去時において、万が一車載カメラが破損した際も、その当事者や主催者に一切の損害賠償責任は問わないと誓約いたします。

第61条 車両の特別承認

第17章にて示された規則に合致しない車両にて参加を希望する場合は、下記

(1)および(2)をもって、技術委員長の承認を受けなければならない。

(1)公開練習の際に行う車両相談を受けその指示に従う。

(2)7月15日(金)までに所定の書式をもって車両申告を行う。

審査を合格してイベント事務局に承認を与えられた車両は、第17章に定められた規定に合致しない部位を含んでいても参加が認められる。

承認は審査を受けた車両に対してのみ有効とされる。

なお、参加者は技術委員長に修正指示を受けた部位については公式車検までに確実に修正しなければならない。

また、参加にあたって主催者より何らかの条件を提示された場合、参加者はこれを受け入れなければならない。

第62条 ドライバーの装備

1. ヘルメット(フルフェイス)

共有不可

日本工業規格(JIS(T8133:2007))

SNELL規格(2005以降)

JAF公認カートヘルメット etc.

その他、上記記載以外の規格について
はモビリティリゾートもてぎ

モータースポーツ課 K-TAI

事務局にお問い合わせください。

※新しく購入をお考えの方は、
最新モデルの規格に合った
ヘルメットをご購入される
事を推奨します。

※上記規格に合致していたとし
ても、ワンタッチ式、ラチエ
ット式のあごひもヘルメット
は使用できません。

※損傷の激しい物も使用不可。

2. レーシングスーツ(カート用)

共有不可

充分な強度を備えた皮製、または過去10年以内にJAF、FMK/FIA、CIK/FIAの公認を受けた実績を有するKART用スーツの使用が義務付けられる。

4輪レース用スーツの使用は禁止する。

※スーツの一部が破けたり、すり切れそうだったり、油がしみこんで汚れていたりした場合は不可。

3. リブプロテクター

チームで最低2着は用意し、走行時は必ず装着すること。

4. レーシンググローブ

共有不可

軍手は認められません、皮やスエード等、擦れなどに強い素材を推奨します。

5. レーシングシューズ

共有不可

足首まで覆う物でペダル操作に支障をきたさないもの。

6. ネックガード

装着を強く推奨します。

また、16歳未満の方は必備とします。



●イベント中の補給の流れについて

◆補給/消火対応の方(ピットクルー・メカニックの方)

- ・各給油ピットには、PIT裏側に設置された入り口からお入りください。
その時に携行缶、車検チェック済の消火器、ウエスを持参してください。
(※チェックがあります。)
- ・給油の方は長袖長ズボン着用です。
(レーシングスーツで有れば無条件でOK)

- ・作業が完了しましたら、給油ピット出入り口からお戻りください。

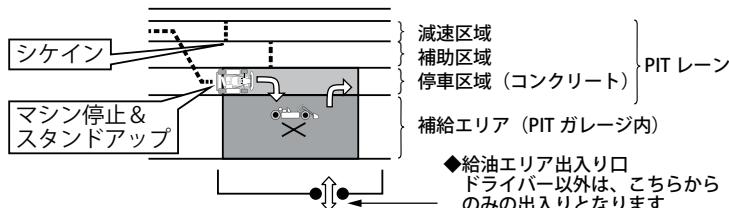
- ・給油時にガソリンがこぼれた場合は、持参のウエスで必ず拭き去ってください。

◆ドライバー

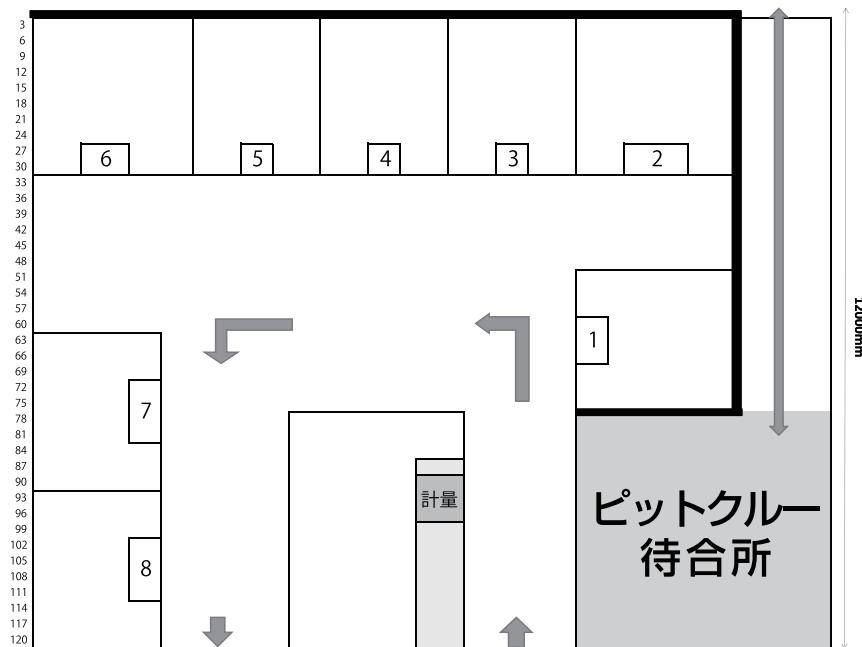
- ・給油ピット前のピット停車区域(コンクリート部)でストップし、エンジンを停止してください。
- ・カートスタンドにマシンを乗せた後、給油ピットに移動させてください。
その際、補給委員から補給エリア場所を指定いたしますので指定された場所で給油を行ってください。
- ・給油完了後、速やかにPIT停車区域に移動してください。

【注意点】

- ・給油ピットは指定されたピットをお使いください。
- ・ドライバー及びスタンド要員以外はピットレーン側から給油ピットには入れません。
- ・停車区域でのドライバーチェンジは可、他の作業はNGです。
- ・他の作業は各自のピット前の停車区域にて行ってください。
- ・自ピットで作業をした後、スタンドに乗せたままでの給油ピットへの移動はOKです。



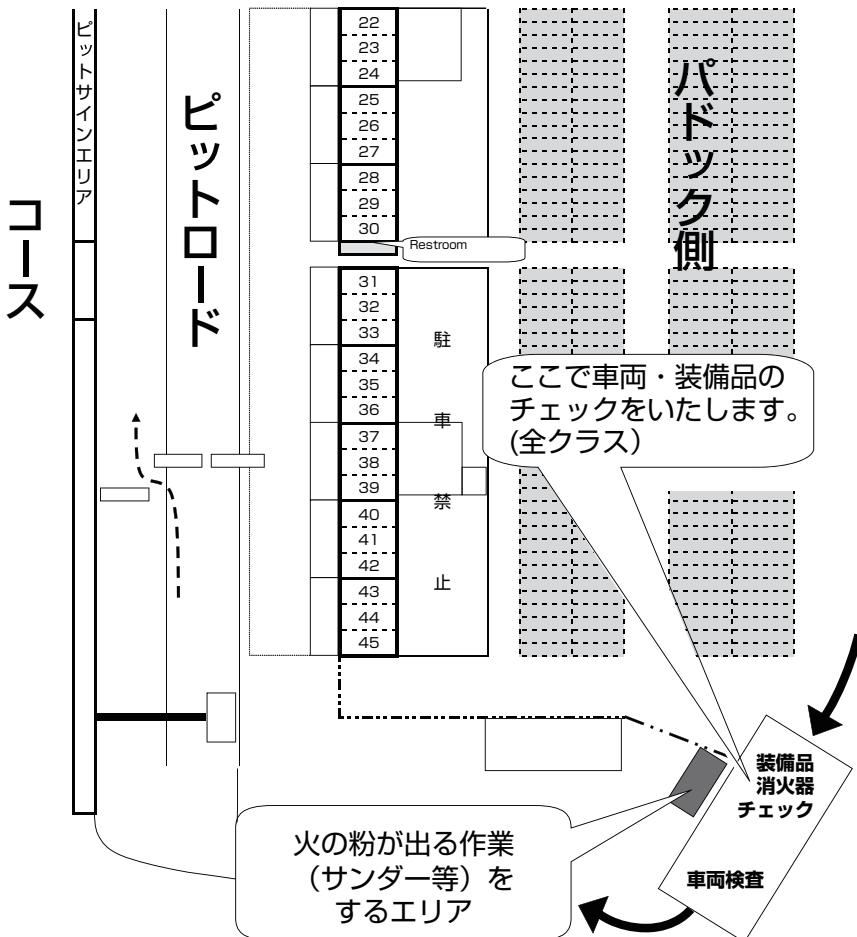
給油ピット内の配置は下図の通りとなります。



●公式車検（車両／装備品チェックエリア）について

●特別規則書 第32条ピット作業5. について

火の粉が出る作業（サンダー等）をする場合、下記指定場所にて行うこと。



- ※ネックガード…………16歳未満の方は必備
装備品チェック時に持参ください
- ※リブプロテクター……チームで最低2着は必要
装備品チェック時に持参ください
- レーシングスーツ…KART用スーツ必備

もてぎ・鈴鹿共済会ご加入の傷害総合保険の概要 ・お支払い保険金のご案内

当保険は、もてぎ・鈴鹿共済会の定めるサークット内において急激かつ偶然な外来の事故(以下『事故』という)によってその身体に被った傷害に対して、共済会規定、傷害総合保険普通保険約款に従い、保険金をお支払いいたします。

1. お支払いする保険金

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払額
死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。	3,000万円
後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。	120万円～ 3,000万円
入院保険金	事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し、1,000日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。	5,000円 (1,000日限度)
手術保険金	事故によりケガをされ、そのケガの治療のため病院または診療所において以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、入院保険金日額に所定の倍率(入院中に受けた手術の場合:20倍・外来で受けた手術の場合:5倍)を乗じた手術保険金をお支払いします。ただし1事故につき1回の手術に限ります。 ①公的医療保険制度における医療診療報酬点数表に、手術料の算定対象と列挙されている手術(※1) ②先進医療に該当する手術(※2) (※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、テフロードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。	入院中の手術の場合 100,000円 外来で受けた手術の場合 25,000円
通院保険金	事故によりケガをされ通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 ※通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	3,000円 (90日限度)

2. 保険金をお支払いできない主な場合

- ・故意または重大な過失、自殺行為、犯罪行為または闘争行為による事故。
- ・無資格運転、酒気を帯びた状態または麻薬等により正常な運転をできないおそれがある状態での運転中の事故。
- ・脳疾患、疾病または心神喪失による事故。
- ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波による事故。
- ・戦争、暴動(テロ行為を除きます。)などによる事故。
- ・頸部症候群(いわゆる『むちうち症』)または腰痛で医学的他覚症状のないものなどに対するは、保険金をお支払いできません。
- ・外科的手術その他医療処置

※上記内容は、概要を説明したもので、詳しい内容につきましては、裏面の取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

3. 事故が発生した場合におとりいただく手続き

1. 事故の通知

会員の皆さまが事故により負傷した場合、共済会規約に従って必ず共済会指定のサーキット内の医務室にて事故記録を残すようお願いいたします。(ただし、生命に関わるような緊急時を除く)

2. 保険金ご請求のお手続き

(1)共済会指定の医務室にある事故記録から負傷された会員の皆さまに保険会社または取扱代理店より保険金ご請求についてのご案内をいたします。

(負傷程度によってご案内されない場合がございますのでご注意ください。)

(2)被保険者(負傷された会員さま)または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます)が保険会社所定の書類を提出されないとき、または、提出された書類について知っている事実を記載されなかつたり、事実と相違する内容を記載されたときは、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

4. 個人情報の取扱について

○もてぎ・鈴鹿共済会は、事故発生時において本契約会員に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。

なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパンの公式ウェブサイトに掲載の個人情報保護宣言をご覧いただか、取扱代理店または損保ジャパン営業店までお問い合わせ願います。

もてぎ・鈴鹿共済会会員の皆さまは、これらの個人情報の取扱にご同意ください。

ご契約、事故に関するお問い合わせ先

取扱代理店

株式会社ホンダスタッフイングサービス
〒510-0201 三重県鈴鹿市稻生町7992
TEL:059-370-0247(営業時間平日9:00~18:00)
FAX:059-370-0248

ご契約に関するお問合せ先

損害保険ジャパン(株) 三重支店 四日市法人支社
TEL:059-353-6557 FAX:059-351-5417(営業時間平日9:00~17:00)

事故に関するお問合せ先

- ・『モビリティリゾートもてぎ』での事故
損害保険ジャパン(株) 関東保険金サービス部 栃木保険金サービス課
TEL:028-627-8195 FAX:028-624-5738(営業時間平日9:00~17:00)
- ・『鈴鹿サーキット』での事故
損害保険ジャパン(株) 中部保険金サービス部 愛知火災新種保険金サービス第一課
TEL:052-953-3911 FAX:052-953-3691(営業時間平日9:00~17:00)

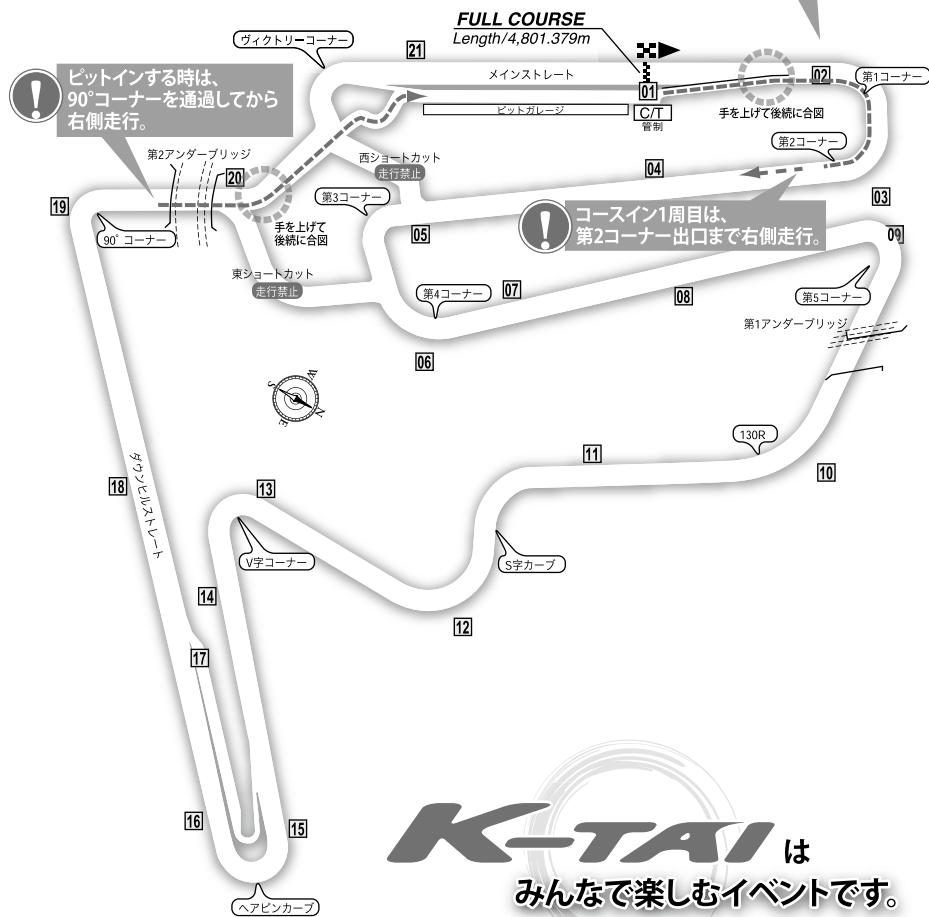
MEMO

MEMO

Road Course ロードコース

コースイン／コースアウトのルール

ポストの番号です。(21ヶ所)
ここから各フラッグが提示されます。



K-TAI は
みんなで楽しむイベントです。

K-TAI SIGNAL FLAGS

公式シグナル

国旗



レーススタート
(振り降ろされた瞬間に
スタートです)

白黒斜分割旗



スポーツ精神に反する行為を
したドライバーに対する警告。

黄旗(イエローフラッグ)



危険予告
コース上(ランオフエリア含む)
に危険がある。
減速・停止準備・追い越し禁止。

白旗(ホワイトフラッグ)



前方にベースの速い車両が
走行しています。

赤ストライプ付黄旗



コース表面が滑りやすい状態。
(オイルもれの可能性やコース
上に落下物がある場合も含
みます)

緑旗(グリーンフラッグ)



・コースクリア
・先に提示された黄旗の解除。
・レース以外の走行の1周目に
各ポストで提示される。

赤旗(レッドフラッグ)



走行中断の合図
前後の車両を確認し、コース右側を走行。
走行車両同士の追い越しは禁止され、
・練習走行時はその周囲でピットに戻る。
・イベント時は赤旗ラインで停止する。

青旗(ブルーフラッグ)



後方よりベースの速い車両が接
近し、追い越される場合に振動
提示される。

チェックカーフラッグ



レース終了
チェックカーフラッグの表示
を受けた後の危険な追い
越しは禁止される。

黒旗(ブラックフラッグ)



+
黒地に白文字サインボード
ボード

サインボードで示された番号
の競技車両は速やかにピット
インする。

ペナルティボード



サインボードで示された番号の競技
車両は、速やかにピットインし、ドライ
ブルーもしくは一旦停止のペナル
ティを受ける。ピットイン時にピットや
給油所に立ち止まらず、ドライブル
ーもしくはピットロードエンドのペナル
ティスタートエリアに進んでください。

オレンジボール旗



技術的トラブルのドライバー
に対する停止命令。
修理後再出走できる。

※特に赤旗、オレンジボール旗、黄旗を熟知してください。

K-TAI K-TAI K-TAI K-TAI K-TAI K-TAI K-TAI K-TAI K-TAI K-TAI

K-TAI K-TAI K-TAI K-TAI K-TAI K-TAI K-TAI K-TAI K-TAI K-TAI

K-TAI K-TAI K-TAI K-TAI K-TAI K-TAI K-TAI K-TAI K-TAI K-TAI

K-TAI K-TAI K-TAI K-TAI K-TAI K-TAI K-TAI K-TAI K-TAI K-TAI

K-TAI K-TAI K-TAI K-TAI K-TAI K-TAI K-TAI K-TAI K-TAI K-TAI

K-TAI K-TAI K-TAI K-TAI K-TAI K-TAI K-TAI K-TAI K-TAI K-TAI

車両・イベント運営に関するお問い合わせは

モビリティリゾートもてぎ モータースポーツ課まで

〒321-3597 栃木県芳賀郡茂木町桧山120-1

モータースポーツ課 K-TAIイベント事務局

TEL.0285-64-0200 FAX.0285-64-0209

(お問い合わせは10:00~16:00)

K-TAIイベント事務局

〒329-0101 栃木県下都賀郡野木町友沼6601-5

ライディングハート内 K-TAIイベント事務局

TEL:0280-23-2756 FAX:0280-57-4899

(お問い合わせは11:00~18:00 日曜/月曜定休)



再生紙を使用しています